本文

特6 1312

官報　第六千百三十二号　昭和二十二年六月二十五日　水曜日

官報

昭和二十二年六月二十五日
第六千百三十二号　水曜日

政令

閣は、ここに統計委員会官制の一部を改正する政令を公布する。

御名　御璽

昭和二十二年六月二十五日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第百一号
統計委員会官制の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「專任五人」を「專任六人」に、「專任十二人」を「專任十六人」に改める。
附　則
この政令は、公布の日から、これを施行する。
内閣総理大臣　片山　哲
閣は、ここに賠償協議会官制を廃止する政令を公布する。

御名　御璽

昭和二十二年六月二十五日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二号
賠償協議会官制は、これを廃止する。
附　則
この政令は、公布の日から、これを施行する。
外　務　大　臣　芦田　均
内閣総理大臣　片山　哲

閣は、ここに都市計画委員会官制の一部を改正する政令を公布する。

御名　御璽

昭和二十二年六月二十五日
内閣総理大臣　片山　哲

政令第百三号
都市計画委員会官制の一部を次のように改正する。
第四條、第七條及び第十條第二項中「地方長官」を「都道府縣知事」に改める。
第八條第一項第二号を次のように改める。
二　道府縣副知事、道府縣警察部長タル地方事務官及道府縣部長タル道府縣事務吏員又ハ道府縣技術吏員
同項第八号を次のように改める。
八　東京都ニ置ク委員會ニ在リテハ東京都副知事、東京都ノ局長又ハ部長タル東京都事務吏員又ハ東京都技術吏員、警視總監及警視廳部長（刑事部長ヲ除ク）タル地方事務官
第十六條第一項中「内務大臣」を「都道府縣知事」に改める。
第十八條を削り、第十九條を第十八條とする。
附　則
この政令は、公布の日から、これを施行する。

省令

◉農林省令第五十六号
臨時物資需給調整法及び肥料配給公團令に基き、内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程及び経済安定本部訓令第五号肥料配給公團令による肥料取扱業者指定認可の條件に関する件に従い肥料配給規則を次の通り定める。
昭和二十二年六月二十五日
農林大臣　平野　力三

肥料配給規則

第一章　總　則

第一條　肥料配給公團令第一條第一項及びこの規則で、肥料とは硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、化成肥料、輸入加里塩、輸入硝酸アンモニア及びトーマス燐肥をいう。
第二條　肥料製造業者又は肥料を輸入する者は、その製造し、又は輸入した肥料を、肥料配給公團に賣り渡さなければならない。
第三條　この規則で、農業者とは、耕作の業務を営む者をいう。

第二章　指定肥料取扱業者

第四條　肥料取扱業者の指定（以下業者指定という。）を受けることの出来る者は、法律に基き農業者が組織する團体（以下農業團体という。）又は農業者に営業として肥料を販賣する者（以下商業者という。）とする。但し商業者は第五條に規定する商業者の販賣区域内にある農業者百人以上から肥料の購入予備登録を受けたものでなければならない。
第五條　業者指定を受けた商業者の肥料の販賣区域は、肥料配給公團都道府縣支所が、農家の分布交通関係等を考慮してこれを指定する。
肥料配給公團都道府縣支所は、業者指定を受けた商業者の販賣区域が、その営業所のある都道府縣の隣接都道府縣に亘ることを適當と認めたときは、当該隣接の肥料配給公團都道府縣支所に諮り、その承認を受けて当該販賣区域を拡張することができる。
第六條　業者指定を受けた者（以下指定業者という。）は、肥料配給公團から譲り受けた肥料を自己の購入登録農業者に直接販賣しなければならない。
指定業者は、如何なる名義を用いても肥料の卸販賣をすることはできない。
第七條　業者指定を受けようとする者は、その営業所の位置、名称又は氏名、肥料藏置所の位置並びに肥料の購入予備登録農業者の住所及び氏名を記載した業者指定申請書に肥料の購入予備登録農業者一名につき金五十円の保証金を添え、これを肥料配給公團に提出しなければならない。
第八條　肥料配給公團は、肥料配給公團令第十五條の規定により業者指定をするときは、当該農業團体又は商業者の住所（商業者にあつては更にその営業所の位置）名称又は氏名及び購入予備登録農業者数を記載した業者指定認可申請書を農林大臣に提出しなければならない。
第九條　業者指定は、肥料配給公團が該当者に業者指定票（様式第一号）を交付することによつてこれを行う。
第十條　指定業者が、肥料の販賣を開始する時期は、肥料配給公團が、これを指示する。

第三章　購入登録

第十一條　農業團体又は商業者は、購入登録台帳（様式第二号）を作製し、予めこれを肥料配給公團都道府縣支所に提出し、その各頁ごとに肥料配給公團の割印を受けなければならない。
指定業者は、購入予備登録に用いた購入登録台帳を爾後の購入登録に用いなければならない。
第十二條　購入予備登録又は購入登録は、農業者が、前條の購入登録台帳に年月日、氏名及び住所を記載し且つ捺印することによりこれを行う。
購入登録の取消は、農業者又は第十五條第二項の場合は指定業者が、前項の記載事項を抹殺し、年月日を記載し且つ捺印することによりこれを行う。
第十三條　農業者は、肥料の種類別又は施用作物別にその購入予備登録又は購入登録先を異にすることはできない。
第十四條　農業者は、その購入登録先を任意に変更することができる。但し、その変更は、月の末日以前三日間内にしなければならない。
第十五條　農業者が、新に業者指定を受けようとする農業團体又は商業者に購入登録先を変更するときは、従来の購入登録先に、この旨通知し、当該農業團体又は商業者に購入予備登録をしなければならない。
肥料配給公團は、当該農業團体又は商業者を業者指定したときは、それらのものに対する購入予備登録は、購入登録とみなし当該登録農業者の従来の購入登録先に購入登録の取消を命じなければならない。

印刷局

前項の取消は指定業者が肥料の販賣を開始するときから効力を生ずる。

第十六條　農業者が、指定業者に購入登錄先を変更するときは、從來の購入登錄を取り消し、新に購入登錄をしなければならない。

前項の規定により、購入登錄の取消を受け又は新に購入登錄を受けた者は、肥料配給公團派出所に通知しなければならない。

第一項の取消及び購入登錄は、その翌月末日に効力を生ずる。

第十七條　購入登錄先の変更によつて、商業者である指定業者に購入登錄をした農業者が、百人以下になつたときは、肥料配給公團は、翌月末日限りを以てその指定を取り消し、この旨当該登錄農業者に通知しなければならない。

前項の通知を受けた農業者は、第十四條但書の規定にかかはらず取消の通知を受けた日から三日以内に、指定業者に対し改めて購入登錄をしなければならない。

前項の購入登錄は、指定取消の効果を生じた日から効力を生ずる。

第四章　肥料の割当及び配給

第十八條　農林大臣は、經濟安定本部総務長官の定める基準に從い、肥料の都道府縣別又は消費者別配給割当数量を決定する。

都道府縣知事は、農林大臣の指示するところに從い、肥料の市区町村別又は消費者別配給割当を行い、市区町村長は、都道府縣知事の指示するところに從い、農業者別配給割当を行う。

第十九條　市区町村長は、前條の規定により、農業者別配給割当を決定したときは、農業者に対し肥料購入通帳を発給しなければならない。

都道府縣知事は、指定業者に対し、その者に対する農業者の購入申込数量に基いて、その購入可能数量を割り当て、且つ業務用肥料購入通帳を発給しなければならない。

農林大臣又は都道府縣知事は、消費者別配給割当を決定したときは、当該消費者に対し肥料購入割当証明書を発給しなければならない。

肥料購入通帳（業務用肥料購入通帳を含む。）及び肥料購入割当証明書（以下割当公文書という。）の様式は、農林大臣がこれを定める。

第二十條　農林大臣、都道府縣知事又は市区町村長は、肥料の都道府縣別、市区町村別又は消費者別若しくは農業者別割当を行つたときはその都度これを公表しなければならない。

第二十一條　肥料配給公團、指定業者又は消費者若しくは農業者は、割当公文書の提示（所要の記入を含む、以下同じ。）がなければ、肥料を譲り渡し又は譲り受けることができない。

但し、聯合國駐屯軍に対し連合軍最高司令官の発行する調達要求書により肥料を譲り渡す場合又は天災事変等止むを得ない事故に因つて割当公文書の提示ができないときはその限りでない。

割当公文書は、これを他人に譲り渡し又は他人から譲り受けることができない。

第二十二條　農業者、消費者又は指定業者は、割当公文書の記載するところに從い、当該使用済割当公文書をその発給廳に返還することを要する。

第二十三條　都道府縣知事又は市区町村長は、肥料の適正な配給を確保するため必要があると認めるときは、指定業者に対して肥料の販賣方法につき必要な指示をすることができる。

第二十四條　指定業者は、肥料購入通帳を提示する者に対し肥料の販賣を拒否することができない。但し、在庫数量のない場合又は在庫数量が稀少であつて適当な最少限の配給単位に満たない場合その他これに類似する場合は、この限りでない。

指定業者は、前條の指示に從ふとともに肥料を統制價格で且つ公正な條件で販賣しなければならない。

第二十五條　指定業者は、肥料購入登錄台帳及び肥料配給公團の発行する指定票を保存し、指定番号其の他農林大臣又は都道府縣知事の指示する事項を店頭見易い場所に表示しなければならない。

第二十六條　指定業者は、肥料を販賣する日における販賣可能数量を店頭その他見易い場所に表示し、且つ帳簿を備えつけ左に掲げる事項を記載しなければならない。

一、毎月又は毎日の肥料の種類別受拂数量及び月末在庫数量

二、肥料の購入登錄農業者別、種類別賣渡数量

第五章　雜則

第二十七條　指定業者は、農林大臣の指示するところに從い、その取扱にかかる肥料の容器（叺、蔴袋又はクラフト紙袋）を回收し、これを肥料配給公團に返還し又は讓渡しなければならない。

第二十八條　農林大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、指定業者に対し左に掲げる事項の報告を命ずることができる。

一、農林大臣又は都道府縣知事の指定する日に於ける品目別在庫数量

二、農林大臣又は都道府縣知事の指定する期間に於ける取扱数量

第二十九條　農林大臣、都道府縣知事又は市区町村長は、この規則に違反した者に對し割当公文書の交付の停止、割当量の削減その他必要な措置を講ずることができる。

農林大臣は、指定業者がこの規則に違反した場合には肥料配給公團に対し業者指定の取消を命ずることがある。

肥料配給公團が、業者指定を取り消したときは、第十七條の規定を準用する。

第三十條　指定業者は、第十七條及び前條の規定により、指定を取り消されその効果を生じたときは、その業務用肥料購入通帳を都道府縣知事に返還し、且つ指定票及び保管中の肥料を直ちに肥料配給公團に返還し又は讓渡しなければならない。

附則

第三十一條　この省令は、公布の日から、これを施行する。但し第六條第一項、第十九條及び第二十一條の規定は、農林大臣が別に指定する日からこれを施行する。

第三十二條　第十四條の規定は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

第三十三條　昭和二十二年七月三十一日までは、農業團体法による市町村農業会を肥料配給公團の指定業者とみなす。

第三十四條　第五條に規定する販賣区域は、肥料配給公團が成立するまでは、都道府縣知事が、これを定める。

第三十五條　肥料配給公團が成立するまでは、第十一條に規定する購入登錄台帳は、都道府縣知事に提出し、都道府縣の割印を受けるものとする。

第三十六條　肥料配給公團が成立するまでは、第七條に規定する業者指定申請書は、都道府縣知事の認承を受け、且つこれを経由して、農林大臣に提出しなければならない。

第三十七條　農業者は昭和二十二年八月一日以降最初の指定業者となるものを選定するため、農林大臣の指定する期間において、農業團体又は商業者に対し、購入予備登錄をしなければならない。

告示

◉物價廳告示第三百二十七号

物價統制令第四條の規定によつて、重質炭酸カルシウムの販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年三月大藏省告示第八十六号（重質炭酸カルシウムの統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十二年六月二十五日　物價廳長官　和田　博雄

一、統制額表　（単位一〇〇瓩）

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一級品	一七四・〇〇円	一九〇・〇〇円
二級品	一五三・〇〇	一六七・〇〇
三級品	一三八・六〇	一五一・〇〇

二、販賣條件その他

（一）この表の統制額は、全國炭酸石灰工業協同組合が定め物價廳長官の認可した規格に該当するものの統制額であつて、同規格に該当しないものの統制額は、この表の三級品の統制額の五〇%以下とする。

（二）この表の製造業者の統制額並びに販賣業者の統制額は、何れも製造工場渡し又は製造工場の置場渡しの統制額である。

（三）この表の統制額は、包装費及び荷造費を含んでいない。

（四）この表の統制額は、日本藥局方に該当するものには適用しない。

◉物價廳告示第三百二十八号

物價統制令第四條の規定によつて、白堊（別名寒水クレー）の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年三月大藏省告示第八十五号（白堊の統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十二年六月二十五日　物價廳長官　和田　博雄

一、統制額表　（単位一〇〇瓩）

（一）水簸法によるもの

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一級品	一五五・〇〇円	一六九・〇〇円
二級品	一二四・〇〇	一三五・〇〇
三級品	九三・〇〇	一〇一・〇〇

（二）風簸法によるもの

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一級品	九八・〇〇円	一〇七・〇〇円
二級品	七八・〇〇	八五・〇〇
三級品	五八・四〇	六三・五〇

二、販賣條件その他

（一）この表の統制額は、全國炭酸石灰工業協同組合が定め物價廳長官の認可した規格に該当するものの統制額であつて、同規格に該当しないものの統制額は、この表の三級品の統制額の五〇%以下とする。

（二）この表の製造業者の統制額並びに販賣業者の統制額は、何れも製造

工場渡し又は製造工場の置場渡しの統制額である。

（三）この表の統制額は、包装費及び荷造費を含んでいない。

（四）この表の統制額は、日本藥局方に該当するものには適用しない。

◉物價廳告示第三百二十九号

物價統制令第四條の規定によつて、軽質炭酸カルシウムの販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十一年三月大藏省告示第八十四号（軽質炭酸カルシウムの統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十二年六月二十五日　物價廳長官　和田　博雄

一、統制額表　（単位一〇〇瓩）

種別	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
一級品	五四〇・〇〇円	五八九・〇〇円
二級品	四四五・〇〇	四八五・〇〇
三級品	三七五・〇〇	四〇九・〇〇

二、販賣條件その他

（一）この表の統制額は、日本炭酸カルシウム工業協同組合が定め物價廳長官の認可した規格に該当するものの統制額であつて、同規格に該当しないものの統制額は、この表の三級品の統制額の五〇%以下とする。

（二）この表の製造業者の統制額並びに販賣業者の統制額は、何れも製造工場渡し又は製造工場の置場渡しの統制額である。

（三）この表の統制額は、包装費及び荷造費を含んでいない。

（四）この表の統制額は、日本藥局方に該当するものには適用しない。

◉厚生省告示第四十五号

飲食物營業取締規則第四條の飲食物營業並びに第六條の傳染病を、次のように指定する。

昭和二十二年六月二十五日　厚生大臣　一松　定吉

一、飲食物營業取締規則第四條の規定による飲食物營業

外食券食堂

一般食堂

飲食店

小料理店

料理店

料理旅館

旅館及びホテル（但し、飲食物を供しないものは除く。）

レストラント

喫茶店

カフエー、サロン、バー

キヤバレー

菓子、氷菓、アイスクリーム製造業

かん詰又は瓶詰食品製造業

食品冷凍業

燻魚肉加工業

二、飲食物營業取締規則第六條の規定による傳染病

傳染病予防法第一條に掲ぐる傳染病

病毒傳播の虞ある結核

◉農林省告示第九十一号

昭和二十二年農林省令第五十六号肥料配給規則第三十七條の規定により、肥料の購入予備登錄期間を左の通り指定する。

昭和二十二年六月二十五日　農林大臣　平野　力三

昭和二十二年七月一日から同年七月七日まで

◉運輸省告示第百七十二号

昭和二十二年七月一日から、北陸本線名立谷濱間に左の停車場を設置して、旅客、手荷物及び小荷物の取扱を開始する。但し、配達の取扱はしない。

昭和二十二年六月二十五日　運輸大臣　苫米地　義三

停車場名	所在地	粁程
有間川（ありまがわ）	新潟縣中頸城郡谷濱村大字有間川	名立有間川間　四粁六分 有間川谷濱間　三粁三分

◉運輸省告示第百七十三号

鹿児島縣鹿屋市の北防波堤突端及び南防波堤突端に設置してある燈台は、つぎのとおりである。

昭和二十二年六月二十五日　運輸大臣　苫米地　義三

名称	鹿屋港北防波堤燈台	鹿屋港南防波堤燈台
位置　北緯	三一度二三分五〇秒	三一度二三分四七秒
位置　東経	一三〇度四六分〇五秒	一三〇度四六分〇七秒
塗色及構造	白色円形コンクリート造	赤色円形コンクリート造
燈質	不動白光、電燈	不動紅光、電燈
燈高　自基礎至燈頂	八・一米	八・一米
火高　自平均水面至燈火	一一・七五米	一一・七五米
明弧	全度	全度
燭光数	一〇〇燭光	四〇燭光
光達距離	九浬	六・五浬
記事	看守員を常置しない	看守員を常置しない

◉運輸省告示第百七十四号

次の航路標識は復旧又は消燈した。

昭和二十二年六月二十五日　運輸大臣　苫米地　義三

一、内海周防灘木山燈標及び亀ケ瀬燈標は、消燈中のところ昭和二十二年五月十五日いずれも本燈に復旧した。

二、次の挂燈浮標は、消燈中のところ昭和二十二年五月二十日いずれも本燈に復旧した。

名称	位置
平瀬挂燈浮標	下関海峡西口
舟瀬〃	〃
大碆根〃	〃
六連出シ〃	〃

三、本州北西岸境港挂燈浮標は、昭和二十二年五月十六日消燈した。

四、内海徳山湾口岩島燈台は、昭和二十二年五月十五日から消燈した。

五、山口縣岩國市車築増開地先防波堤に設置してある燈竿は、昭和二十二年十二月二十三日から点燈中であるが、その詳細は次のとおりである。

名称	岩國築増開燈竿
位置　北緯	三四度〇八分〇五秒
位置　東経	一三二度一五分〇二秒
塗色及構造	黒色、櫓形鉄造
燈質	閃白光　毎五秒一閃光　アセチレン瓦斯燈
燈高　自基礎至燈頂	二・六米
火高　自平均水面至燈火	五・九米
明弧	全度
燭光数	六〇
光達距離	七・五浬
記事	看守員を常置しない

◉逓信省告示第二百五号

昭和二十二年六月十二日限り、次の鉱業特設電話所を廃止した。

昭和二十二年六月二十五日　逓信大臣　三木　武夫

名称	位置
東松島鉱業特設電話所	長崎縣西彼杵郡松島村

正誤

五月二十一日物價廳告示第二百四十三号中一四四頁五段終から四行及び一四七頁一段終から二行「七割下げ」は「七割」のいずれも誤り。　総理廳事務官（物價廳）

二月二十六日文部省告示第二十二号中一五二頁上段八幡神社の構造形式欄初行、三行を二行に送り、初行中桁行以下二行を三行を拝殿、四行を楼門、五行を附棟札の各名称の下に送り、下五行の次に「天文拾六丁未六月一日拝殿上葺の記があるもの一」を入れる、二十一行「元亀二年」は「元亀四年」、二十七行「慶長二年」は「慶長三年」のいずれも誤り、同中段十二行の次に「延寶六戊午八月吉日上葺の記があるもの一」を入れる。高松城名称欄五行「二之丸渡櫓」は「二之丸渡櫓」、同構造形式欄二行「一間一戸門」は「一間一戸門」、覚城院鐘楼の構造形式欄初行「梁間二間」は「梁間一間」のいずれも誤り。　文部事務官

五月十九日逓信省告示第百七十号中一円二十銭郵便切手の刷色「老緑色」は「黄緑色」、印面「縦二五・五粍」は「縦二二・五粍」、「横二一・五粍」は「横一八・五粍」、十円郵便切手の印面「縦二二・五粍」は「縦一八・五粍」、「横二五・五粍」は「横二二・五粍」、六月七日同第百九十二号中印面「縦二五・五粍」は「縦二二・五粍」、「横二二・五粍」は「横一八・五粍」のいずれも誤り。　逓信事務官

叙任及辞令

◉昭和二十二年六月十三日

二級に陞叙する　司法事務官　川添　猪之吉

◉昭和二十二年六月十六日

（各通）

二級に叙する　外交官補　越智　京之助

同　小栗　捷忠

（各通）

商工事務官に任命する　二級に叙する

横田　市郎

小沢　大作

桜谷　清巳

新井　泰助

加藤　博

亀田　平四郎

（各通）

商工技官に任命する　二級に叙する

商工事務官　米津　秀雄

同　永田　廣治

同　岩井　義光

同　平井　忠雄

同　秋元　昇三

同　酒井　一一

同　浅井　富士男

同　久内　慶雄

同　青柳　茂

商工技官　曽勝　政男

同　青山　正守

二級に陞叙する　運輸技官　南雲　榮夫

運輸教官に任命する　二級に叙する

第6132号　本文

◎昭和二十二年六月十七日
人事官事務総理兼外務事務官局総理兼総理事務官　曾禰　益
内閣官房次長に任ずる
一級に俸する
外務事務官に任ずる
二級に俸する　大蔵技官　川村　寛
二級に降俸する　大蔵技官　竹江　五郎
（各通）　貝塚　清明
農林技官に任ずる
二級に俸する　農林事務官　木下　清
同　同　政治
（各通）　同　島田　小野寺英一
同　宇賀神忠吾
農林技官　内藤　好己
運輸技官　佐々木吉次郎
二級に降俸する

内閣官房次長（曾禰　益）
二十六号俸を給する（六月十七日内閣）
（各通）　保次
一級官吏銓衡委員会委員を命ずる　榮作
一級官吏銓衡委員会委員を免ずる　俊介
（各通）　外務事務官　岡崎　勝男
一級官吏銓衡委員会予備委員を命ずる
（各通）　運輸次官　佐藤　榮作
一級官吏銓衡委員会第一部委員を命ずる
（各通）　一級官吏銓衡委員会委員　森山　俊介
同　同　岡崎　勝男
一級官吏銓衡委員会第一部予備委員を命ずる
（各通）　外務次官　河崎　勝男
大蔵事務官　池田　勇人
文部事務官　石丸　志都麿
政府債付金処理委員会委員を命ずる　大蔵事務官　天野庄太郎
願に依り委員会委員を免ずる
（各通）　商工事務官　松野　年
運輸事務官　加藤　勇
同　小林　純一
願により本官を免ずる（以上六月十六日総理庁）

（各通）　総理庁事務官　石黒　進
同　同　復員事務官　高杉　晋一
同　同　倉増　猛
岩本　福哉
願に依り本官を免ずる
（各通）　法制局次長　井手　成三
内閣事務官　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会委員を命ずる　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会委員を免ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会予備委員を命ずる　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会予備委員を免ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を命ずる　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を免ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部予備委員を命ずる　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会第二部予備委員を免ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会幹事を命ずる　白井　俊郎
一級官吏銓衡委員会幹事を免ずる　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会幹事を免ずる　佐藤　達夫
一級官吏銓衡委員会第一部委員を命ずる　井手　成三
一級官吏銓衡委員会第一部委員を免ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を命ずる　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を免ずる　一級官吏銓衡委員会委員　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会幹事を命ず　白井　俊郎
二級事務官吏銓衡委員会委員を命ず　鮫島　眞男
二級事務官吏銓衡委員会幹事を命ず　白井　俊郎
二級事務官吏銓衡委員会幹事を免ず　鮫島　眞男
願に依り本官を免ず（以上六月十七日同）　岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）

（各通）　総理庁事務官　石川　準吉
同　同　長野県事務官　高橋　忠雄
同　同　群馬県事務官　小田　莊六
同　同　竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
栃木県勤務ヲ命ス　同
二十号俸下賜　同
東京都勤務ヲ命ス（八月二十八日同）　齋藤　一
埼玉県勤務ヲ命ス（八月二十八日同）　同
十八号俸下賜　地方技官　小田　莊六
群馬県勤務ヲ命ス　同
十九号俸下賜　杉山　榮造
新潟県勤務ヲ命ス　地方事務官　平塚　道雄
長野県勤務ヲ命ス（八月二十九日同）　同
二十号俸下賜　同
兵庫県勤務ヲ命ス（二月一日同）　岡山　康則
栃木県勤務ヲ命ス（二月二日同）　氷見兵三郎
十四号俸下賜（二月三日同）　村岡　武夫
十一号俸下賜　地方技官　佐藤　正孝
愛知県勤務ヲ命ス　同
十三号俸下賜　地方技官　後藤　光男
東京都北多摩地方事務所勤務ヲ命ス（以上三月十四日同）
十六号俸下賜　地方事務官　後藤　光男
大分県勤務ヲ命ス　同
和歌山県勤務ヲ命ス　下倉　義朗
兼任農地部長ヲ免ス　地方事務官　平野　勝二
二十五号俸下賜　同
補大阪府農地部長　河井大治郎
二十二号俸下賜　同
補農地部長　市雄
二十九号俸下賜　地方技官　阪巻
三重県勤務ヲ命ス（以上四月一日同）　大月橋次郎
（各通）　妹尾　俊三
岡山県勤務ヲ命ス　同
官吏分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス（以上四月二日同）　太部　武本
（各通）　同　同　岩井亥太郎
兼任農地部長ヲ免ス　寺山　重雄
願に依り本官ヲ免ス（以上六月十七日同）　猪井　好二
岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　西田　弘生
柏木　宏二

十号俸下賜　同　齋藤　一
埼玉県勤務ヲ命ス（八月二十八日同）　同
十号俸下賜　地方技官　小田　莊六
群馬県勤務ヲ命ス　同
十八号俸下賜　同
竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
小林巳根夫
二十号俸下賜　同
長野県勤務ヲ命ス（八月二十九日同）　地方事務官　平塚　道雄
二十号俸下賜　同
兵庫県勤務ヲ命ス（二月一日同）　岡山　康則
二十一号俸下賜　同
栃木県勤務ヲ命ス（二月二日同）　氷見兵三郎
十四号俸下賜（二月三日同）　村岡　武夫
十一号俸下賜　地方技官　佐藤　正孝
愛知県勤務ヲ命ス　同
十三号俸下賜　地方技官　後藤　光男
東京都北多摩地方事務所勤務ヲ命ス（以上三月十四日同）
十六号俸下賜　地方事務官　後藤　光男
大分県勤務ヲ命ス　同
和歌山県勤務ヲ命ス　下倉　義朗
十九号俸下賜　同
二十五号俸下賜　今枝　常男
補大阪府農地部長　河井大治郎
二十二号俸下賜　同
補農地部長　市雄
二十九号俸下賜　地方技官　阪巻
三重県勤務ヲ命ス（以上四月一日同）　大月橋次郎
（各通）　妹尾　俊三
岡山県勤務ヲ命ス　同
十九号俸下賜　同
官吏分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス（以上四月二日同）　太部　武本
（各通）　同　同　岩井亥太郎
兼任農地部長ヲ免ス　寺山　重雄
願に依り本官ヲ免ス（以上六月十七日同）　猪井　好二
岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　西田　弘生
柏木　宏二

（各通）　総理庁事務官　石川　準吉
同　同　復員事務官　高杉　晋一
同　同　倉増　猛
岩本　福哉
願に依り本官を免ず
（各通）　法制局次長　井手　成三
内閣事務官　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会委員を命ず　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会委員を免ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会予備委員を命ず　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会予備委員を免ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を命ず　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を免ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部予備委員を命ず　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会第二部予備委員を免ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会幹事を命ず　白井　俊郎
一級官吏銓衡委員会幹事を免ず　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会幹事を免ず　佐藤　達夫
一級官吏銓衡委員会第一部委員を命ず　井手　成三
一級官吏銓衡委員会第一部委員を免ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を命ず　今枝　常男
一級官吏銓衡委員会第二部委員を免ず　一級官吏銓衡委員会委員　鮫島　眞男
一級官吏銓衡委員会幹事を命ず　白井　俊郎
二級事務官吏銓衡委員会委員を命ず　鮫島　眞男
二級事務官吏銓衡委員会幹事を命ず　白井　俊郎
二級事務官吏銓衡委員会幹事を免ず　鮫島　眞男
願に依り本官を免ず（以上六月十七日同）　岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　地方事務官　富野　諄助

（各通）　総理庁事務官　石川　準吉
同　同　長野県事務官　高杉　晋一
同　同　群馬県事務官　小田　莊六
同　同　竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
栃木県勤務ヲ命ス　同
二十号俸下賜　同
東京都勤務ヲ命ス（八月二十八日同）　齋藤　一
埼玉県勤務ヲ命ス（八月二十八日同）　同
十号俸下賜　地方技官　小田　莊六
群馬県勤務ヲ命ス　同
十八号俸下賜　同
竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
小林巳根夫
二十号俸下賜　同
長野県勤務ヲ命ス　同
二十号俸下賜　同
兵庫県勤務ヲ命ス（二月一日同）　岡山　康則
二十一号俸下賜　同
栃木県勤務ヲ命ス（二月二日同）　氷見兵三郎
十四号俸下賜（二月三日同）　村岡　武夫
十一号俸下賜　地方技官　佐藤　正孝
愛知県勤務ヲ命ス　同
十三号俸下賜　地方技官　後藤　光男
東京都北多摩地方事務所勤務ヲ命ス（以上三月十四日同）
十六号俸下賜　地方事務官　後藤　光男
大分県勤務ヲ命ス　同
和歌山県勤務ヲ命ス　下倉　義朗
十九号俸下賜　同
二十五号俸下賜　今枝　常男
補大阪府農地部長　河井大治郎
二十二号俸下賜　同
補農地部長　市雄
二十九号俸下賜　地方技官　阪巻
三重県勤務ヲ命ス（以上四月一日同）　大月橋次郎
（各通）　妹尾　俊三
岡山県勤務ヲ命ス　同
十九号俸下賜　同
官吏分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス（以上四月二日同）　太部　武本
（各通）　同　同　岩井亥太郎
兼任農地部長ヲ免ス　寺山　重雄
願に依り本官ヲ免ス（以上六月十七日同）　猪井　好二
岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　西田　弘生
柏木　宏二

（各通）　大蔵事務官　大澤　換
同　同　長野県事務官　高瀬　忠雄
同　同　群馬県事務官　竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
小林巳根夫
二十号俸下賜　同
長野県勤務ヲ命ス　同
二十号俸下賜　同
兵庫県勤務ヲ命ス（二月一日同）　成岡　喜藤
二十二号俸下賜　同
栃木県勤務ヲ命ス（二月二日同）　山下　武
十四号俸下賜（二月三日同）　寺本　勁
十一号俸下賜　同
愛知県勤務ヲ命ス　同
十三号俸下賜　同
東京都北多摩地方事務所勤務ヲ命ス（以上三月十四日同）　廣山　榮朗
十六号俸下賜　同
大分県勤務ヲ命ス　玉貫　繁元
十九号俸下賜　同
和歌山県勤務ヲ命ス　安岡　登志
二十五号俸下賜　同
補大阪府農地部長　河井大治郎
二十二号俸下賜　同
補農地部長　市雄
二十九号俸下賜　地方技官　阪巻
三重県勤務ヲ命ス（以上四月一日同）　大月橋次郎
（各通）　妹尾　俊三
岡山県勤務ヲ命ス　同
十九号俸下賜　同
官吏分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス（以上四月二日同）　太部　武本
（各通）　同　同　岩井亥太郎
兼任農地部長ヲ免ス　寺山　重雄
願に依り本官ヲ免ス（以上六月十七日同）　猪井　好二
岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　西田　弘生
柏木　宏二

（各通）　大蔵事務官　大澤　換
同　同　長野県事務官　高瀬　忠雄
同　同　群馬県事務官　竹内　藤男
茨城県勤務ヲ命ス　同
小林巳根夫
二十号俸下賜　同
長野県勤務ヲ命ス　同
二十号俸下賜　同
兵庫県勤務ヲ命ス（二月一日同）　成岡　喜藤
二十二号俸下賜　同
栃木県勤務ヲ命ス（二月二日同）　山下　武
十四号俸下賜（二月三日同）　寺本　勁
十一号俸下賜　同
愛知県勤務ヲ命ス　同
十三号俸下賜　同
東京都北多摩地方事務所勤務ヲ命ス（以上三月十四日同）　廣山　榮朗
十六号俸下賜　同
大分県勤務ヲ命ス　玉貫　繁元
十九号俸下賜　同
和歌山県勤務ヲ命ス　安岡　登志
二十五号俸下賜　同
補大阪府農地部長　河井大治郎
二十二号俸下賜　同
補農地部長　市雄
二十九号俸下賜　地方技官　阪巻
三重県勤務ヲ命ス（以上四月一日同）　大月橋次郎
（各通）　妹尾　俊三
岡山県勤務ヲ命ス　同
十九号俸下賜　同
官吏分限令第十一條第一項第四号ニ依リ休職ヲ命ス（以上四月二日同）　太部　武本
（各通）　同　同　岩井亥太郎
兼任農地部長ヲ免ス　寺山　重雄
願に依り本官ヲ免ス（以上六月十七日同）　猪井　好二
岩手県勤務ヲ命ス（二十年八月七日同）　西田　弘生
柏木　宏二

（各通）　同　東郷　一郎　同　水野　一錠
同　同　花澤　武夫　同　武下　一郎
同　横山　正人　同　保岡　武久
賜二十四号俸

（各通）　地方事務官　山崎　清男
山口県勤務ヲ命ス　同
香川県勤務ヲ命ス　地方技官　大村己代治
大阪府勤務ヲ命ス　同
兵庫県勤務ヲ命ス　宮脇　晴美
山梨県勤務ヲ命ス　同　土屋　吉三
鳥取県勤務ヲ命ス　同　小川　一益
廣島県勤務ヲ命ス　同　今津　重藏
鹿兒島県勤務ヲ命ス（以上四月四日同）　藤田　仝二
検察事務官　木橋　昭八
（各通）　鵜澤　惣一
十八号俸を給する　同　平川吉之助
（各通）　鶴山　治郎
十七号俸を給する　同　宮橋虎三郎
十六号俸を給する　同　細谷盛一治
（各通）　鯉沼　猛夫
十五号俸を給する　同　大場甚之助
飯塚　德藏
十四号俸を給する　同　橋場　保雄
十二号俸を給する　同　澤登　州傳
長野地方検察庁検事務ヲ命ずる　同　富樫虎三郎
新潟区検察庁検事務ヲ命ずる　同　細谷盛一治
長岡区検察庁検事務ヲ命ずる　同　飯塚　德藏
秋田区検察庁検事ヲ命ずる（以上六月十四日司法省）　同
高知区検察庁検事ヲ命ずる（以上六月十六日同）　渡邊　善雄

文部教官　吉田　正男
東京帝國大学評議員ヲ命ス（四月十二日文部省）
文部事務官　森　長
大臣官房会計課兼勤ヲ命ス（四月十五日同）
文部教官　緒方　準一
奈良県立医学専門学校長事務取扱ヲ免ス（四月十六日同）
二十七号俸下賜（四月二十四日同）　森尾　森一
滋賀師範学校教授ニ補ス　同　片淵　勝二
十八号俸下賜　同
宮城師範学校教諭ニ補ス　嶺岸耐七郎
大崎サチエ
補宮城師範学校教授　金内　正孝
十五号俸下賜　同
補宮城師範学校教授　小出　武
十号俸下賜　同
長野師範学校女子部附属小学校主事ヲ免ス　大崎サチエ
補兵庫師範学校教授　田中富次郎
長野師範学校女子部附属小学校主事ヲ命ス　同
補宮城師範学校教授　阿賀　正美
十号俸下賜　同
補兵庫師範学校教授　井上　實
補兵庫師範学校教諭　川島　法夫
長野師範学校女子部附属小学校主事ヲ命ス　同
滋賀県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　古崎　和夫
熊本師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ命ス　同
大分県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　遠藤峰次郎
熊本師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ命ス　同
島根県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　松任　參雄
熊本師範学校女子部主事ヲ命ス　同
（以上四月三十日同）　天川　雄文
文部事務官　松本　芳郎
十八号俸を給する　同
学校教育局勤務を命ずる（五月十九日同）　橋本　輝義
熊本師範学校女子部主事ヲ免ス　同
（以上四月三十日同）　地方教官　濱田　正男
埼玉県川越市立高等女学校長に補する　同
熊本県立八代農業学校長に補する　宮越　古詩
熊本県立山鹿実業学校長に補する　坂本　總一
熊本県鹿本農工学校長に補する　同
岐阜県師範学校長に補する　田中　瀧三
三重県立員弁高等学校長に補する　前田　松
（以上五月二十一日同）

二十四号俸を給する　文部教官　清水　憲造
同　森田　昇
北海道帝國大学附属農林専門部教授に補する　伊藤　武夫
同　地方教官　高屋助之助
三重県立木本中学校長に補する　福岡　浩重
三重県立神戸中学校長に補する　桑原　清平
三重県立上野中学校長に補する　鈴木順一郎
三重県立富山中学校長に補する　平井　倫夫
三重県立木本中学校長を免ずる　國保　謹
三重県立富田中学校長を免ずる　阪中　民一
三重県立神戸中学校長を免ずる　鷲野　義俊
三重県立桑名高等女学校長に補する　山田　英一
三重県立高鹿高等女学校長に補する　忠部　財四郎
三重県松阪市立高等女学校長に補する　栗原　忠
三重県立河芸高等女学校長に補する　栗原　忠
三重県立尾鷲高等女学校長に補する　松岡　俊夫
三重県立上野高等女学校長に補する　園治
三重県立港高等女学校長に補する　隨口　重象
三重県立富田高等女学校長に補する　服部半五郎
四日市市立北高等女学校長に補する　竹島　勇
三重県松阪市立高等女学校長を免ずる　森　重助
三重県上野農学校長に補する　高瀬　初一
三重県亀山実業学校長に補する　松岡　清之助
秋田区検察庁検事ヲ命ずる（以上六月十四日司法省）　渡邊　善雄
三重県立員弁高等学校長に補する　前田　松
（以上六月十六日同）

三重縣立田丸実業女学校長ヲ免ス　川本　丈三
同　同　校長ヲ免ス　庶務課長　吉岡　好郎
松阪市立商業学校長に補する　岡田　三朗
松阪市立商業学校長を免ずる　寺山　重雄
三重縣立志摩水産学校長に補する（以上五月二十二日同）　厚生技官　辻村　泰男
教諭官に補する　厚生事務官　總永　寅雄
教諭官を免ず（五月十四日厚生省）　同　賀一
大阪官房秘書課勤務を命ずる（五月十五日同）　同　大崎サチエ
補熊本縣師範学校教諭　金内　正孝
十六号俸下賜　同
補宮城師範学校教授　阿賀　正美
十号俸下賜　同
補兵庫師範学校教授　井上　實
補兵庫師範学校教諭　川島　法夫
滋賀県師範学校女子部附属小学校主事ヲ命ス　古崎　和夫
大分県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　遠藤峰次郎
二十一号俸を給する　厚生事務官　總永　寅雄
島根県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ命ス　松任　參雄
福井県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　平田　邦治
熊本師範学校女子部主事ヲ命ス　天川　雄文
（以上四月三十日同）　文部事務官　松本　芳郎
十八号俸を給する　同
学校教育局勤務を命ずる（五月十九日同）　橋本　輝義
熊本師範学校女子部主事ヲ免ス　同
（以上四月三十日同）　地方教官　濱田　正男
埼玉県川越市立高等女学校長に補する　同
熊本県立八代農業学校長に補する　宮越　古詩
熊本県立山鹿実業学校長に補する　坂本　總一
熊本県鹿本農工学校長に補する　同
岐阜県師範学校長に補する　田中　瀧三
三重県立員弁高等学校長に補する　前田　松
（以上五月二十一日同）

二十四号俸を給する　文部教官　清水　憲造
同　森田　昇
北海道帝國大学附属農林専門部教授に補する　伊藤　武夫
同　地方教官　高屋助之助
三重県立木本中学校長に補する　福岡　浩重
三重県立神戸中学校長に補する　桑原　清平
三重県立上野中学校長に補する　鈴木順一郎
三重県立富山中学校長に補する　平井　倫夫
三重県立木本中学校長を免ずる　國保　謹
三重県立富田中学校長を免ずる　阪中　民一
三重県立神戸中学校長を免ずる　鷲野　義俊
三重県立桑名高等女学校長に補する　山田　英一
三重県立高鹿高等女学校長に補する　忠部　財四郎
三重県松阪市立高等女学校長に補する　栗原　忠
三重県立河芸高等女学校長に補する　栗原　忠
三重県立尾鷲高等女学校長に補する　松岡　俊夫
三重県立上野高等女学校長に補する　園治
三重県立港高等女学校長に補する　隨口　重象
三重県立富田高等女学校長に補する　服部半五郎
四日市市立北高等女学校長に補する　竹島　勇
三重県松阪市立高等女学校長を免ずる　森　重助
三重県上野農学校長に補する　高瀬　初一
三重県亀山実業学校長に補する　松岡　清之助
秋田区検察庁検事ヲ命ずる（以上六月十四日司法省）　渡邊　善雄
三重県立員弁高等学校長に補する　前田　松
（以上六月十六日同）

三重縣立田丸実業女学校長ヲ免ス　川本　丈三
同　同　校長ヲ免ス　庶務課長　吉岡　好郎
松阪市立商業学校長に補する　岡田　三朗
松阪市立商業学校長を免ずる　寺山　重雄
三重縣立志摩水産学校長に補する（以上五月二十二日同）　厚生技官　辻村　泰男
教諭官に補する　厚生事務官　總永　寅雄
教諭官を免ず（五月十四日厚生省）　同　賀一
大阪官房秘書課勤務を命ずる（五月十五日同）　同　大崎サチエ
補熊本縣師範学校教諭　金内　正孝
十六号俸下賜　同
補宮城師範学校教授　阿賀　正美
十号俸下賜　同
補兵庫師範学校教授　井上　實
補兵庫師範学校教諭　川島　法夫
滋賀県師範学校女子部附属小学校主事ヲ命ス　古崎　和夫
大分県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　遠藤峰次郎
二十一号俸を給する　厚生事務官　總永　寅雄
島根県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ命ス　松任　參雄
福井県師範学校女子部附属幼稚園主事ヲ兼ス　平田　邦治
熊本師範学校女子部主事ヲ命ス　天川　雄文
（以上四月三十日同）　文部事務官　松本　芳郎
十八号俸を給する　同
学校教育局勤務を命ずる（五月十九日同）　橋本　輝義
熊本師範学校女子部主事ヲ免ス　同
（以上四月三十日同）　地方教官　濱田　正男
埼玉県川越市立高等女学校長に補する　同
熊本県立八代農業学校長に補する　宮越　古詩
熊本県立山鹿実業学校長に補する　坂本　總一
熊本県鹿本農工学校長に補する　同
岐阜県師範学校長に補する　田中　瀧三
三重県立員弁高等学校長に補する　前田　松
（以上五月二十一日同）

長野労働基準局長ニ補スル　服部　武夫
同　同　奈良労働基準局長ニ補スル　鍋田　光一
同　同　奈良労働基準局長ニ補スル　南　靜夫
和歌山労働基準局長ニ補スル　戸國　新平
岡山労働基準局長ニ補スル　戒田　集
愛媛労働基準局長ニ補スル　野口　俊一
佐賀労働基準局長ニ補スル　安立　信邁
長野労働基準局勤務ヲ命ス　松本　清一
茨城労働基準局長心得ヲ免ス　栃木労働基準局長心得ヲ免ス　彰司
千葉労働基準局長心得ヲ免ス　快雀
岐阜労働基準局長心得ヲ免ス　飯行
静岡労働基準局長心得ヲ免ス　高橋清一郎
福井労働基準局長心得ヲ免ス　青井三樹男
和歌山労働基準局長心得ヲ免ス　康夫
滋賀労働基準局長心得ヲ免ス　恒男
奈良労働基準局長心得ヲ免ス　秀雄
和歌山労働基準局長心得ヲ免ス　理
島根労働基準局長心得ヲ免ス　弘美
岡山労働基準局長心得ヲ免ス　一郎
愛媛労働基準局長心得ヲ免ス　二郎
大分労働基準局長心得ヲ免ス　彰
佐賀労働基準局長心得ヲ免ス　弘美
總島労働基準局長心得ヲ命ス　今田　二郎
岩手県立花巻農学園教諭ヲ命ス　多川倉二郎
岩手県立花巻農学園長ニ補スル（以上五月十六日同）

第6 1312号
未定

[illegible]下五号俸を給する

運輸教官 南 繁夫

名古屋鉄道教習所長を命ずる

同 鳥居 正

名古屋鉄道教習所長事務取扱を免ずる

（以上六月十六日運輸省）

宮廷録事

◉行幸 天皇陛下は、本月二十三日午前十時四十分御出門、参議院で挙行された第一回国会開会式へ行幸、同十一時二十五分還幸あらせられた。

彙報

〇官庁事項

◉司法省分課規程中改正 司法省分課規程の一部を次のように改正して五月三日から施行した。

第四条中第三号の次に次の一号を加え第四号を第五号とする。

四 情報宣伝ニ関スル事項

第五条第三号中「裁判所附属吏員及弁護士」を「弁護士、公証人及司法書士」に、同条第十一号中「司法」を「司法省」に改め、同条第五号及び第十号を削り、第六号を第五号とし、以下第九号迄順次繰り上げ、第十一号を第九号とする。

第八条第三号中「裁判所」の下に「及司法事務局」を加える。

第十一条第一号中「裁判所構成法」を「裁判所法」に、同条第二号中「公証」を「司法事務局」に、同条第三号中「供託」を「公証及供託並ニ司法書士」に、同条第七号中「及逓信省」を「、運輸省及逓信省」に改め、同条第四号を削り、第五号を第四号とし以下順次繰り上げる。

第十三条第三号中「抵当証券」を「民事訴訟、強制執行、競売、破産及和議ノ法規」に改め、同条第四号乃至第六号を削り、第七号を第四号とし、第八号を第五号とする。

第十四条第一号中「調停」を「非訟事件及調停ノ法規」に改め、同条中第二号、第三号、第六号及び同条第七号中「、第一復員省、第二復員省」を削り、同条第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第七号を第四号とする。

第十五条第二号中「経済ノ民主化」の下に「ノ法規」を加える。

第十七条第一号中「裁判事務」を「調査」に、同条第十号中「、大蔵省、第一復員省及第二復員省」を「及大蔵省」に改める。

第二十二条中第六号の次に次の一号を加え第七号を第八号とする。

七 刑務官練習所ニ関スル事項

◉新聞及出版用紙割当委員会委員任期満了 新聞及出版用紙割当委員会委員赤木正雄及び河崎なつは任期満了によつて、六月十七日同委員は自然消滅した。

〇司法

◉弁護士名簿登録等 昭和二十二年五月中の弁護士名簿登録、登録換及び登録取消は左の通り（司法省）

月日	事由	所属弁護士会	氏名
五月一	登録請求	福岡	[illegible] 和夫
同	同	福井	淺井円四郎
同	同	鳥取	武部富男
五	同	札幌	栂岡清勝
同	同	宇都宮	新江 昇
六	同	仙台	下斗米常次郎
七	同	第一東京	大鷹正次郎
同	同	同	村上恭一
同	同	同	皆川治廣
同	同	同	下田勝久
同	同	同	金田賢三
同	同	同	扇 正宏
同	同	同	松目明正
九	同	福岡	山口尚之
一〇	同	第一東京	手島孫三郎
同	同	静岡	吉武 和
一二	同	和歌山	平野光夫
同	同	仙台	一力次郎
一三	同	大阪	山田鷹夫
同	同	同	當別當隆治
一六	同	岡山	貝原市一
同	同	同	井上市郎
同	同	同	篠原吉丸
同	同	松江	野津三次郎
同	同	岡山	松田政夫
同	同	同	因邊秀雄
同	同	大津	岩佐武兵衛
一七	同	松山	松本丈三郎
一九	同	奈良	佐藤一郎
二一	同	名古屋	櫻井 紀
同	同	同	瀧川正澄
同	同	第一東京	徳田敬二郎
同	同	同	林 穎三郎
二三	同	浦和	古島義英
同	同	横濱	柴田次郎
二四	同	高知	藤崎信之
二六	同	京都	神尾寅之助
同	同	熊本	中島 潔
同	同	大分	末松偕一郎
同	同	同	木下一郁
同	同	同	角本佐一
二七	同	福井	齋藤 實
同	同	同	石田 廣
二八	同	第二東京	前島四郎
二九	同	大阪	沖 源三郎
同	同	同	豊樂義濬
同	同	同	朝尾皆之助
同	同	徳島	里見哲太郎
同	同	鳥取	中山淳太郎
同	同	福島	土屋芳雄
三〇	同	第一東京	宮田光雄
同	同	千葉	松本正巳

月日	事由	旧所属弁護士会	新所属弁護士会	氏名
二	登録換請求	福岡	第一東京	末富達雄
六	同	横濱	甲府	保坂 晃
同	同	岡山	第一東京	植木 昇
同	同	第二東京	大阪	赤司卓治
九	同	札幌	樺太	川守田謙治
同	同	静岡	東京	河野富一
同	同	福岡	大阪	栗尾富三
一〇	同	同	第二東京	早田穣藏
一二	同	前橋	東京	小林總治
一六	同	岡山	同	永宗 明
二〇	同	佐賀	大阪	北川定務
同	同	名古屋	東京	畔柳桑太郎
同	同	同	第二東京	西岡 勇
二一	同	浦和	東京	飯山一司
二三	同	宇都宮	東京	相馬喜作
二八	同	廣島	大阪	藤田[illegible]
二九	同	徳島	同	山田義康

月日	事由	所属弁護士会	氏名
一	取消請求	大阪	稲垣利雄
同	同	同	野田久雄
同	同	東京	小林武男
二	同	同	川島憲三
同	同	第二東京	谷村經顯
六	同	大阪	内村廉一
同	同	仙臺	阿部五郎
九	同	徳島	濱田效三郎
同	同	岡山	井谷孝夫
同	同	三重	安富彌太郎
一〇	同	佐賀	吉浦大藏
同	同	同	高田富興
一二	同	札幌	本田英作
同	同	長崎	中島三郎
一五	同	東京	河合初彌
一九	同	京都	古賀岩藏
二三	同	佐賀	徳永榮吉
二四	同	福岡	我妻菊次
三〇	同	東京	渡島 吉右衛門
三一	同	第二東京	梅田鶴吉
一	同	徳島	播磨 茂
六	死亡	大阪	山村惣五郎
同	同	宮崎	川邊辰雄
同	同	大阪	瀧川千之助
七	同	同	三隅 晉
九	同	同	吉田元一
同	同	第一東京	伊藤陽介
同	同	東京	根岸餘近
同	同	同	多田總治
同	同	同	近藤誠一郎
同	同	同	高橋四郎
同	同	同	伊集院道榮
同	同	同	西田秀雄
同	同	同	太智清三郎
同	同	同	金谷隆一
同	同	同	江藤壽一郎
同	同	同	三浦 競
同	同	同	栗藤金次郎
同	同	同	關野甚十
同	同	同	高橋三郎
二〇	同	大阪	栗田好雄
同	同	同	田島清太郎
同	同	同	小林一男
同	同	廣島	川崎 齋一
二四	同	名古屋	杉木 潔
同	同	同	川端正夫

〇産業

◉日本規格 さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格がそれぞれ制定または廃止された。（昭和二十二年五月二十九日特許標準局）

日本電気規格 さし込接続器 電気八三〇三

右制定

臨時日本標準規格

第六四七号 差込プラグ

〃第六四八号 露出コンセント

〃第六四九号 コード接続栓受

〃第六五〇号 三口タップ

以上廃止

（内容省略）

正誤

五月六日本欄特殊財務部分課規程中改正の項中四五頁五段十一行「第二条第五号中」は「第二条第一号及び第五号中」の誤り。

大蔵事務官

廣告

◉高等試験本試験筆記試験公告

本年施行の高等試験本試験筆記試験の日割及び場所等を、左の通り公告する。

一、行政科試験日割

日	午前	午後
七月二十一日（月）	憲法	行政法
同二十二日（火）	経済学	社会政策、国際公法、国文及漢文
同二十三日（水）	刑法、経済史、倫理学	財政学、農業政策、教育学
同二十四日（木）	経済政策、心理学	民法、商業学、哲学
同二十五日（金）	政治学、林政学、宗教学及宗教史	政治史、機械工学、美学及美術史

日	午前	午後
同二十六日（土）	刑事訴訟法、農業工学、生理学	民事訴訟法、畜産学、衛生学
同二十八日（月）	外交史、鉱山学、数学	社会学、国際私法、電気工学
同二十九日（火）	和文外国語訳及び外国語文和訳	外国語作文
同三十日（水）	経済地理学、林業工学、物理学	化学、水産学

一、試験の場所

東京都 東京帝国大学内高等試験場

京都市 京都帝国大学内高等試験場

一、出頭の時刻その他 受験者は、受験票、インキ及びペン並びに弁当を携帯し、午前の試験を受ける者は、午前八時までに、午後の試験を受ける者は、正午までに、受験志望地の高等試験場に出頭し、各自受験票番号を記入した名刺を受附に差し出されたい。

試験場の掲示等に注意せられたい。

昭和二十二年六月

高等試験委員長 佐藤達夫

◉漁業財団

東京都中央区小田原町一丁目十九番地協同水産株式会社より船籍港静岡県田方郡伊東町の帆船ゆたか丸総噸数六二噸九九、二噸数二八、噸一六、並びにこれに属する附属設備に対し漁業財団組成のため漁業財団目録追加変更登記の申請があつたから右の財団に属する動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出でられたい。

但し、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年六月二十五日 東京司法事務局

高知県幡多郡清水町大字清水二百八十八番地北川與行外四名から高知県幡多郡清水町を船籍港とする帆船第一泰洋丸に属する船具、漁具に対し漁業財団組成のために所有権保存の登記申請があつたから右財団に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出でられたい。

但し、漁業財団に属すべきものの目録は当庁に備えてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年六月二十五日 高知司法事務局清水出張所

◉工場財団

西宮市今津出在家町一九番地昭和紡工業株式会社から同所所在の同社工場に属する工作物並びに機械器具等に対し工場財団組成のため所有権保存の登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申し出られたい。

但し右財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあり関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年六月二十五日 神戸司法事務局西宮出張所

廣島県豊田郡大長村字前大浦四七九七番地三加島産業株式会社より同会社所有の既設工場財団に対し新に土地、機械器具、工作物を追加して右工場財団に属せしめる旨を以て工場財団目録変更の登記申請ありたるにより右財団に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出ずべし。

但し工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あり関係者の閲覧に供す。

昭和二十二年六月二十五日 廣島司法事務局御手洗出張所

久留米市大石町二丁目三四番地井上食糧工業株式会社より同人所有の工場に属する建物及び機械器具に対し工場財団組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財団に属する動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当庁に申し出でられたい。

但し工場財団に属すべきものの目録は当庁に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年六月二十五日 福岡司法事務局黒木出張所

◉公示催告

福岡県田川郡糸田町九百三十六番地 申立人 早瀬 薫

別紙目録記載ノ小切手ニ付キ最終ノ所持人テアツタカラ右申立人ヨリ公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年十二月十日午前十時迄ニ当裁判所ニ届出テ且小切手ヲ提出スヘシ若シ其ノ届出及提出ヲナササルトキハ右小切手ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年二月四日 柳河区裁判所

（別紙）

一、証券ノ種類 持参人払式小切手

一、通数 一通

一、記号番号 ㊽一三〇

一、額面 金三十万円

一、振出日 昭和二十二年一月二十日

一、振出地及支払地 大牟田市

一、支払人 株式会社安田銀行高瀬支店

一、振出人 大牟田市本町株式会社福岡銀行大牟田支店

三井郡善導寺町 申立人 飯田九右衛門

右申立人ヨリ別紙記載ノ証券ニ付公示催告ノ申立アリタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年九月三十日午前九時迄ニ当裁判所ニ其ノ権利ヲ届出テ且証券ヲ提出スヘシ若シ其ノ届出及提出ヲ為ササルトキハ其ノ証券ノ無効ヲ宣言スルコトアルヘシ

昭和二十二年一月二十八日 久留米区裁判所 判事 岡林次郎

（別紙）証書ノ重要ナル趣旨

一、物件 小切手

一、額面金 一万円

一、振出年月日 昭和二十一年九月十六日

一、振出地 株式会社福岡銀行善導寺支店

一、支払人 株式会社福岡銀行山川支店

一、受取人ノ氏名住所 三井郡善導寺町 飯田吉衛門

富山市蛯町三七 申立人 密田修平

右代理人弁護士 中村領策

権利の表示 別紙目録記載のとおり

右株券所持人は昭和二十二年十二月十日午前十時までに当裁判所へ権利を届け出で、かつ右株券を提出しなければならない。もし右期日までに届出および提出をしないと、その無効を宣言することがある。この旨催告する。

昭和二十二年三月二十六日 仙臺区裁判所

一、東北配電株式会社株券

一、株券の種類及記号番号 一株券 甲自第四九二九号至第四九三四号 六枚

一、額面 金五十円也 右一株の払込額 金五十円也

一、発行者 東北配電株式会社

一、発行年月日 昭和十七年八月三十一日

一、最初の株主、最終の所持人 東邦電力株式会社 右申立人

東京都大森区調布嶺町一丁目百三十五番地ノ十六 申立人 齋藤徳吉

別紙目録記載の株券に付最終の所持人であつたから右申立人より公示催告の申立があつたから、その所持人は昭和二十二年九月三十日午前九時の公示催告期日までに権利の届出をなし右株券を提出しなければならない。若し右期日までにその届出及び提出がないときは右株券の無効を宣言することがある。

昭和二十二年二月四日 米澤区裁判所 判事 落合 薫

（別紙）株券目録

（イ）米澤航空工業株式会社株式五十株券一枚

一、記号番号 甲第二七七号

一、額面 金二千五百円也

一、一株ノ金額 金五十円也（全額払込済）

一、発行年月日 昭和十四年六月三十日

一、当初ノ株主名義人 齋藤徳吉

一、最終ノ株主名義人 同人

（ロ）米澤航空工業株式会社株式五十株券一枚

一、記号番号 乙第二三八号

一、額面 金二千五百円也

一、一株ノ金額 金五十円也（全額払込済）

一、発行年月日 昭和十九年一月十日

一、当初ノ株主名義人 齋藤徳吉

一、最終ノ株主名義人 同人

札幌市南十四條西十五丁目 申立人 高田克己

右の者より別紙表示の証券に付て公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十二年十一月二十九日午前十時までに当裁判所に権利を届出で且証券を提出しなさい。若し右期日迄に届出及び提出をしない場合は其の証券の無効を宣言することがあります。

昭和二十二年三月二十四日 札幌区裁判所

（別紙）証券の重要なる旨趣

一、株券一枚 北海道自動車運輸株式会社

一、記号番号 は第三〇三号

一、額面 金五百円也

一、一株ノ金額 金五十円也（全額払込済）

一、発行者ノ名称 北海道自動車運輸株式会社

一、株主名義及最終ノ所持人 札幌市南十四條西十五丁目 高田克己

太櫓郡太櫓村大字太櫓村四十五番地 申立人 太櫓配給統制組合 右代表者理事長 岡島 清

右の者より別紙表示の証券に付て公示催告の申立があつたから其の所持人は昭和二十二年十一月二十九日午前十時迄に当裁判所に権利を届出で且つ証券を提出しなさい。若し右期日迄に届出及び提出をしない場合は其の証券の無効を宣言することがあります。

昭和二十二年三月二十四日 札幌区裁判所

（別紙）目録

北海道繊維製品統制株式会社株式

（イ）記号番号 五百円券（十株券）一枚 乙第四四〇九号

（ロ）記号番号 五十円券（一株券）一枚 内第八五七号

一、右一株の払込金額 金五十円

一、株券発行年月日 昭和二十年二月二十日

一、株主兼最終所持人 申立人

第6132号 本文

◉破産手続終結

破産者　石濵　益一

右の者に対する昭和十五年(フ)第一一七号破産事件について当裁判所は次のように決定したから公告する。

主　文

本件破産事件を終結する。

理　由

本件破産財団は弁済又は免除によつて全部消滅した。

昭和二十二年六月十三日

大阪地方裁判所

三社合併して株式会社明治屋を存続し、関東明治屋商事株式会社及び関西明治屋商事株式会社は解散する合併契約を結びました就ては異議ある債権者は来る九月十日迄に御申し出下さい。

右合併契約において解散会社株式を併合して存続会社株式を割当てることにきめましたから各解散会社株主及び質権者は御所持の株券を来る九月三十日迄に御提出下さい。右公告致します。

昭和二十二年六月

横浜市中区尾上町五丁目七十六番地　株式会社　明治屋

東京都中央区京橋二丁目四番地

関東明治屋商事株式会社

東京都中央区京橋二丁目四番地

関西明治屋商事株式会社

定時株主総会招集公告

来る七月十日午前十一時東京都江東区亀戸町一丁目七十七番地本社事務所において当社第六回定時株主総会を開催し左記事項附議仕候間御出席被下度此段公告候也

昭和二十二年六月二十五日

東京都江東区亀戸町一丁目七十七番地　株式会社千代田製鋼所

取締役社長　魚田　巽

株主各位

会議の目的たる事項

第六期営業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに利益金処分案承認の件

任期満了役員改選の件

債券當籤番號表

(昭和二十二年六月一日抽籤分)

支拂開始期　昭和二十二年七月一日

支拂場所　当行本支店・出張所・代理店及集配郵便局

大蔵省・日本勧業銀行

貯蓄16回
1等
56126

2等
70516　86516

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
126　516　1824
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

貯蓄20回
1等
7560

2等
18410　82410
96410

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
560　2410
3410　4410
9410
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
132　410
但シ二・三等当籤分並既当籤分ヲ除ク

貯蓄23回
1等
31221

2等
23950　38950
52950

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
221　0950
3950　6950
7950
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
083　950
但シ二・三等当籤分並既当籤分ヲ除ク

職場貯蓄1回
及同特号
1等
69684

2等
52993　55993
84993

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
684　0993
1993　3993
4993　6993
7993　8993
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
072　993
但シ二・三等当籤分並既当籤分ヲ除ク

職場貯蓄4回
1等
93636

2等
7036　18036
20036

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
636　0036
1036　2036
5036　6036
7036　9036
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
036　173
428　562
但シ二・三等当籤分並既当籤分ヲ除ク

職場貯蓄13回
1等
15941

2等
18734　46734
89734

3等
百位以下三桁及千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
941　1734
2734　3734
4734　5734
7734　9734
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
679　726
734　933
但シ二・三等当籤分並既当籤分ヲ除ク

職場貯蓄19回
1等
6112　52661
73601　93160

2等
千位以下四桁ニ下記数字ヲ有スル番号
2661　3160
3601　6112
但シ一等当籤分ヲ除ク

3等
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
112　160　601
661　794　892
但シ一・二等当籤分ヲ除ク

「割増金ナキ分」
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
115　908

報國6回
1等
77167

2等
21986　62986

3等
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
058　167　330
486　665　691
712　795　838
847　867　871
986
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

職場報國1回
1等
17104

2等
7953　34953
50953　62953
66953　68953
75953　78953
83953　85953

3等
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
707　712　857
915　929　953
963　964　977
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

戰時報國13回
1等
組番号ノ一位ニ「9」ヲ有スル組ノ
7676

2等
一等以外ノ組ノ
7676

3等
百位以下三桁ニ下記数字ヲ有スル番号
014　240　287
301　330　455
497　581　622
631　664　676
709　758　771
816　910
但シ一・二等当籤分並既当籤分ヲ除ク

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　六月二十一日発行廣告(公示催告)一六頁●同二十三日発行國会一頁

定価　一ヶ月十五円　送料実費

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町

印刷局

本文なし 6 1312

物価号外

官報　号外　昭和二十二年六月二十五日

政令

朕は、ここに企業再建整備法施行令等の一部を改正する政令を公布する。

御名　御璽

昭和二十二年六月二十五日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百四号

第一條　企業再建整備法施行令の一部を次のように改正する。

第一條　この勅令で、特別經理會社、舊債權、舊勘定、新勘定、指定時、特別管理人、特別損失、整備計畫又は決定整備計畫とは、企業再建整備法（以下法という。）の特別經理會社、特別經理株式會社、舊債權、舊勘定、新勘定、指定時、特別管理人、特別損失、整備計畫又は決定整備計畫をいい、金融機關とは、金融機關再建整備法の金融機關をいう。

この勅令で、資本の負擔すべき特別損失の額とは、法第七條の規定により特別損失の額について株主の負擔額として計算した額（整備計畫の定めるところにより、指定時後整備計畫立案の時までに新勘定に生じた利益金に相當する額を超えない額の特別損失の額を繼續損失として處理しようとするときには、その額を控除した額とする。）をいう。

この勅令で、信託株式とは、信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のある株式で信託會社の所有するものをいう。

第二條第一号中「地域を含む。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十二條を第十三條とする。

第十二條　特別經理株式會社は、資本の負擔すべき特別損失の額について、左の各號に定めるところにより各株式（指定時後の資本増加に因り、あらたに發行した株式を除く。）につき、株主の負擔額を計算しなければならない。

一　拂ひ込みたる株金額（以下拂込額という。）の異なる株式がある場合において、資本の負擔すべき特別損失の額が指定時現在の資本金の額の十分の九に相當する額を超えるとき又は各株式の拂込額が均一であるとき

$$\frac{資本の負擔すべき特別損失の額}{株式の總數}$$

二　拂込額の異なる株式がある場合において、資本の負擔すべき特別損失の額が拂ひ込みたる株金總額の十分の九に相當する額以下であるとき

$$資本の負擔すべき特別損失の額 \times \frac{當該株式一株の拂込額}{拂ひ込みたる株金總額}$$

三　拂込額の異なる株式がある場合において、資本の負擔すべき特別損失の額が拂ひ込みたる株金總額の十分の九に相當する額を超え、指定時現在の資本金の額の十分の九に相當する額以下であるとき

イ　株金の全額の拂込ある株式については

$$當該株式一株の拂込額 \times \frac{9}{10}$$

ロ　未拂込株金を有する株式（以下未拂込株式という。）については

$$當該株式一株の拂込額 \times \frac{9}{10} + \frac{資本の負擔すべき特別損失の額 - 拂ひ込みたる株金總額 \times \frac{9}{10}}{未拂込株式の總數}$$

前項第三號ロの規定により株主の負擔額として計算した額が株式の金額の十分の九を超える株式については、その十分の九を負擔額として計算する。この場合において各株式ごとの超過額を合計し、その總額を同號ロの規定により株主の負擔額として計算した額が株式の金額の十分の九に滿たない株式の總數で除した額をその負擔額に加算して計算しなければならない。この場合において株主の負擔額が株式の金額の十分の九を超えるに至つたときも同樣に計算する。その以後においても同樣とする。

第十三條　特別經理株式會社は、その發行する未拂込株式（指定時後の資本増加に因り、あらたに發行した株式を除く。）のうちその拂込額の十分の九に相當する額が、前條の規定により各株式につき株主の負擔額として計算した額に滿たないものがあるときは、その株式につき、その差額に相當する額以上の未拂込株金の拂込を催告しなければならない。但し、資本の負擔すべき特別損失の額が、指定時現在の資本金の額の十分の九に相當する額を超える場合においては、左の算式により計算した額以上の未拂込株金の拂込を催告しなければならない。

$$當該株式一株の株主の負擔額 - 當該株式一株の拂込額 \times \frac{當該株式一株の株主の負擔額}{當該株式一株の金額}$$

第十四條　特別經理株式會社は、命令の定めるところにより、第十二條の規定による株主の負擔額、前條の規定による未拂込株金の拂込催告額及び第三十條第二項の規定による株金減少額を明かならしめる書類を作成し、特別管理人の承認を受けなければならない。

特別經理株式會社は、命令の定めるところにより、遲滯なく前項の規定による承認を受けた書類を公告するとともに指定時において株主として株主名簿に記載された者に提出し、且つその書類を本店及び支店に備え置き、利害關係人の閲覽に供しなければならない。

第十五條　資本の減少を行わなければならない特別經理株式會社は、法第十五條第一項又は第二項（法第二十條第二項及び法第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の認可を受けた後法第十八條（法第二十條第二項及び法第二十一條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告とともに當該特別經理株式會社の株主及び株主名簿に記載された質權者は資本の減少に係る株券を一定期間内に當該特別經理株式會社に提出すべき旨の公告をしなければならない。

前項の一定期間は、同項の公告の日から一箇月以上三箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

第十六條　第十三條の規定により未拂込株金の拂込を催告しなければならない特別經理株式會社（以下未拂込株金徴收會社という。）は、同條の規定による催告により未拂込株金の拂込をなさしめる株式について、法第十五條第一項又は第二項の認可を受けた後遲滯なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者（その者について相續若しくは包括遺贈又は分割若しくは合併のあつた場合におい

第 6132 号　物価号外

てはその一般承繼人とする。以下指定時株主といふ。）以外の株主（指定時株主で當該株式を指定時後讓り受けた株主を含む。）に對し期日を定め決定整備計畫に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に記載のある質權者に對し株主がその拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の期日は、法第十八條の規定による公告の日から一箇月後二箇月內に、これを定めなければならない。

第一項の規定による催告を受けた者が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利を失ひ、その株式は指定時株主（指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財產である旨の記載があつた株式については、その際その株式につき信託の委託者であつた者とする。以下同じ。）に歸屬する。

前項の規定により株式が歸屬すべき者が存しないときは、その株式は、未拂込株金徵收會社に歸屬する。

特別經理會社（措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用する者を含む。以下同じ。）である株主が舊勘定に所屬する株式につき第一項の規定による催告に基き拂込をなし、又は拂込をしないときは、特別管理人の承認を受けなければならない。

措置法第十四條第三項の規定は、前項の規定による拂込の場合に、これを準用する。

第十七條　未拂込株金徵收會社は、前條第一項の期日後二週間以內に、決定整備計畫の定めるところにより、拂込期日を定め、指定時株主（前條第一項の規定による拂込のあつた株式の指定時株主及び外國に住所を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならない。

前項の場合において、前條第三項の規定により株式の歸屬した指定時株主（指定時株主で當該株式を指定時後讓り受けた株主を除く。）に對する催告は、指定時においてその株式の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これをなせば足りる。但し、指定時株主がその氏名及び住所を會社に通知したときはこの限りでない。

第一項の拂込期日は、前條第一項の期日後二週間を經過した日から一箇月後二箇月內に、これを定めなければならない。

金融機關又は特別經理會社が、その所有する株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託の委託者たる金融機關とする。本條において以下同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別經理會社とする。本條において以下同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみを設ける特別經理會社については、舊勘定の廢止とする。以下同じ。）の日以前なるときは、當該株主に對する拂込期日は、第一項の規定にかかはらず、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を經過した日とする。

第十八條　前條第一項の規定により催告があつた株式が、左の各號の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一　法人（國を含み、民法第千五十一條の法人を除く。以下同じ。）以外の者の所有する株式

二　閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關（以下閉鎖機關といふ。）の所有する株式

三　信託株式で前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

第十九條　第十七條第一項の規定により催告があつた株式が前條各號に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、未拂込株金徵收會社は、決定整備計畫の定めるところによりその株主が未拂込株金の拂込をしない株式を、競賣法の規定に從い競賣し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をなすことは、これを妨げない。

商法第二百十四條第二項及び第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）は、前項の場合にこれを準用する。

商法第三百九十二條及び第三百九十三條並びに非訟事件手續法第百三十五條ノ二十四及び第百三十五條ノ四十三乃至第百三十五條ノ四十六の規定は、未拂込株金徵收會社が第一項の規定の適用を受ける法人に株金の拂込をなさしめる場合に、これを準用する。

第一項の規定により競賣をなすもその結果を得られなかつたとき、又は同項の規定により賣却ができなかつたときは、未拂込株金徵收會社は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百十四條第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）を準用する。

第十七條第二項の規定は、第四項の通知について、これを準用する。

第二十條　第十七條第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者とする。）が特別經理會社である場合において、當該特別經理會社に對し法第十九條の規定の適用又は準用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び株式の拂込額の異なるごとに區分し、當該區分に屬する株式の數に決定整備計畫に定める法第六條第十號の割合を乘じて得た數（一未滿の端數があるときはその端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式については、その株主は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日（法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社が舊勘定及び新勘定の併合の日後整備計畫の全部の實行を終る日前にその催告を受けた場合においては拂込期日とする。）において、第十七條第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。この場合においては、同項の規定による催告のあつたその他の株式に係る株金拂込請求權は、法第十九條第一項の規定にかかはらず消滅しない。

前項の場合において、當該株主がいづれの株式について株主の權利を失ふかを確定するために必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第二十一條　第十七條第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者とする。）が金融機關である場合において、當該金融機關に對し金融機關再建整備法第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び

株式の拂込額の異なるものごとに區分しその區分の異なるごとに、同項第七號又は第九號の規定により確定損の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株當り拂込催告額で除して得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主は當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において第十七條第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。

前條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十二條　金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については受託者とする。）が、當該金融機關（金融機關が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる金融機關とする。本條において以下同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅後に第十七條第一項の規定により催告を受けた場合において、當該金融機關に對し前に金融機關再建整備法第二十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があつたときは、若し當該催告が當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分消滅前にあつたならば第二十一條第一項の規定によりその株主が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において第十七條第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに株主の權利を失ふ。

第二十條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十三條　特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については受託者とする。）が、當該特別經理會社（特別經理會社が信託の委託者である場合における信託株式については委託者たる特別經理會社とする。本條において以下同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合の日（法第三十六條第一項第一號及び同號の規定を準用する場合の特別經理會社については整備計畫の全部の實行を終つた日とする。以下同じ。）後に第十七條第一項の規定により催告を受けた場合において、當該特別經理會社に對し前に法第十九條の規定の適用又は準用があつたときは、若し當該催告がその舊勘定及び新勘定の併合の日前にあつたならば第二十條第一項の規定により當該特別經理會社が株主の權利を失ふべきであつた株式について、その株主は、その拂込期日において第十七條第一項の催告に係る株金拂込の義務を免れるとともに株主の權利を失ふ。

第二十條第二項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

第二十四條　第十八條乃至前條の規定により株主がその權利を失つた株式は、株主がその權利を失つた日において、未拂込株金徵收會社に歸屬する。

閉鎖機關が、第十八條の規定により株主の權利を失つた株式について主務大臣の指定する日までに第十七條第一項の規定による當該株式の拂込催告額に相當する金額を提供してこれを買ひ受けることを申し出たときは、未拂込株金徵收會社は、その金額を以て、當該閉鎖機關にその株式を讓渡しなければならない。

第一項又は第十六條第四項の規定により未拂込株金徵收會社に歸屬した株式は、前項に規定する株式については同項の規定により主務大臣の指定する日後、その他の株式については當該特別經理株式會社に歸屬した日後の相當の時期に、決定整備計畫に定めるところにより、競賣法の規定による競賣その他の方法によりこれを處分しなければならない。第十六條第三項の規定により未拂込株金徵收會社に歸屬した株式があつた場合においてその株式についてもまた同樣とする。

第二項に規定する株式については、同項に定める場合を除くの外、同項の規定により主務大臣の指定する日以前になした處分は效力を有しない。

第二十五條　閉鎖機關が第十八條の規定により、株主の權利を失つた場合においては、商法第二百四十一條第二項の規定にかかはらず未拂込株金徵收會社は、前條第一項の規定により、當該特別經理株式會社に歸屬した株式については同條第二項の規定による主務大臣の指定する日（同日以前に閉鎖機關に讓渡された株式については、その讓渡のあつた日）まで議決權を有する。

前項の場合においては、未拂込株金徵收會社は、主務大臣の定めるところにより、同項の株式についてその議決權の行使を閉鎖機關令第九條の規定による特殊整理人に委任しなければならない。この場合においては、當該特殊整理人はその委任を受けることを拒むことができない。

第二十六條　第十六條第三項の規定により株主の權利を失つた株主が、その權利を失つた株式を有償で取得した者である場合においては、當該株主は、當該株式の讓渡人（その者が指定時において信託株式の受託者であつた場合にはその信託の委託者とする。本條において以下同じ。）に對し、當該株式の對價に相當する金額の返還を請求することができる。但し、當該株式を有償で取得した者が左の各號の一に該當する場合はこの限りでない。

一　法人

二　有價證券業取締法第一條に規定する有價證券業者

三　當該株式について第十三條の規定による未拂込株金の拂込の催告のあるべきことを知ることができる地位にある者で命令で定める者

前項の場合において讓渡人が當該株式の對價に相當する金額を返還したときは、その者は當該株式を有償で取得した者である場合に限り當該株式の讓渡人に對しその者が請求に應じて返還した金額の範圍內において當該株式を取得した場合における對價に相當する金額の返還を請求することができる。但し、指定時株主又は前項但書各號の一に該當する者であつて昭和二十二年五月十三日以後當該株式を讓渡したものは、その對價の返還を請求することができない。

第一項の規定による請求權は、その株主の權利を失つた日から、前項の規定による請求權は、請求に應じて返還をした日から、一年間これを行はないときは時效に因つて消滅する。

第二十七條　第十六條第一項又は第十七條第一項の規定により拂込の催告を受けた株主は、商法第二百條第二項の規定にかかはらず株金の拂込につき、相殺をなすことができる。

第十六條第一項又は第十七條第一項の規定により拂込の催告を受けた株主が未拂込株金徵收會社に對する債權で擔保權の目的たるもの以外のものを有するときは、その辨濟期前においても、未拂込株金の拂込につきその債權を以て相殺をなすことができる。この場合においては、當該債權及び未拂込株金の拂込請求權は相殺の意思表示をなしたときにおいて、その對等額につき消滅する。

商法第百二十五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

未拂込株金の拂込請求權その他主務大臣の指定する債權は第一項及び第二項の規定にかかはらずこれを以て株金拂込につき相殺をなすことができない。

第6132号　物価号外

省令

内閣總理大臣　田中義一
司法大臣　鈴木喜三郎
内務大臣　水野錬太郎
大蔵大臣　高橋是清
陸軍大臣　宇垣一成
海軍大臣　財部彪
文部大臣　岡田良平
農商務大臣　仲小路廉
逓信大臣　望月小太郎
拓務大臣　松山常次郎
鉄道大臣　川村竹治
司法大臣　小山松吉
内閣書記官長　森恪
法制局長官　横田千之助
内閣総理大臣　若槻禮次郎

◉商工省令第二号

昭和二年六月二十日

商工大臣　男爵　岡野敬次郎

第6132号　物価号外

官報号外

本籍並最後の住所埼玉県南埼玉郡出羽村大字七左ヱ門二千六百二番地　不在者　山田佐吉　慶應三年三月十五日生
右不在者に対し利害関係人山田銀蔵が失踪宣告の申立をしたから不在者は昭和二十二年八月二十二日午前九時迄に当区裁判所に生存の届出を為さるべく若し其の届出を為さないときは失踪を宣告する又不在者の生死を知る者は右の期日迄に其の届出を為されたし。
昭和二十二年一月二十三日　越ケ谷区裁判所

本籍並最後の住所山梨県東八代郡右左口村九十二番戸　不在者　小林つぎ　明治四十五年六月一日生
右の不在者に対し、利害関係人小林又作より失踪宣告の申立があつたから、不在者は、昭和二十二年十一月五日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる、又不在者の生死を知つて居る方も右期日迄にその届出をして下さい。
昭和二十一年十一月十九日　甲府区裁判所

本籍東京都渋谷区松濤町十番地、最後の住所山梨県東山梨郡勝沼町上於曽二千三十八番地　不在者　雨宮貞治郎　安政四年十二月三日生
右の不在者に対し、利害関係人雨宮義一より、失踪宣告の申立があつたから、不在者は、昭和二十二年十一月五日午前九時までに、当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる、又不在者の生死を知つて居る方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十二年一月十三日　甲府区裁判所

本籍鳥取県八頭郡智頭町大字埴師三六七番地、最後の住所神戸市生田区播磨町四五番地澤山汽船株式会社内　不在者　小林勇　大正八年四月二十三日生
右不在者に対し利害関係人小林周次郎より失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十二年十一月十三日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すこと若し右の届出を為さない時には失踪の宣告をすることがある又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出を為すこと。
昭和二十二年二月五日　神戸区裁判所

本籍広島県尾道市吉和町一八二七番地、最後の住所兵庫県芦屋市芦屋新田六六六番地　不在者　山本正行　大正二年四月一日生
右不在者に対し利害関係人山本利行より失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十二年十一月十三日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すこと若し右の届出を為さない時には失踪の宣告をすることがある又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出をなすこと。
昭和二十二年二月十一日　神戸区裁判所

本籍明石市大藏谷字小辻二千五百四十番地、最後の住所神戸市生田区相生町五丁目六十七番地　不在者　山口定吉　萬延元年二月十一日生
右不在者に対し利害関係人山口静三より失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十二年十一月十三日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すこと若し右の届出を為さない時には失踪の宣告をすることがある又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出を為すこと。
昭和二十二年二月五日　神戸区裁判所

本籍及最後の住所神戸市長田区久保町四丁目十一番地　不在者　林喜之祐　大正元年八月二十六日生
右不在者に対し利害関係人林幸逸より失踪宣告の申立を為したるに付不在者は昭和二十二年十月二十九日午前十時迄に当裁判所に生存の届出を為すべし若其の届出を為さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右の期日迄に其の届出を為すべし。
昭和二十二年二月四日　神戸区裁判所

本籍神戸市長田区梅ケ香町一丁目五ノ一、最後の住所神戸市長田区梅ケ香町一丁目三番屋敷ノ六　不在者　稲田乙松　安政六年四月二十日生
右の不在者に対し利害関係人稲田利三郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十一月四日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十二年三月三日　神戸区裁判所

本籍兵庫県武庫郡本庄村深江三八、最後の住所同所　不在者　加藤たつ　安政三年七月六日生
右の不在者に対し利害関係人加藤竹治より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十一月四日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十二年三月三日　神戸区裁判所

本籍神戸市葺合区琴緒町五ノ四七、最後の住所神戸市葺合区布引町ノ六二ノ七　不在者　日下長ト　明治十二年二月十三日生
右の不在者に対し利害関係人日下長右ヱ門より、失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十一月四日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十二年三月三日　神戸区裁判所

本籍神戸市兵庫区平野町字大下谷四ノ四、最後の住所同所　不在者　堀本一進　昭和十二年十月一日生
右の不在者に対し利害関係人堀本清太郎より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十一月四日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる方も右期日までにその届出をして下さい。
昭和二十二年三月三日　神戸区裁判所

本籍並最後ノ住所福井県丹生郡四ケ浦町小樟第七号三番地　不在者　増永三　明治十三年七月十八日生
右不在者ニ対シ利害関係人増田市太郎ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ為シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十月二十日午前九時迄ニ当裁判所ニ生存ノ届出ヲ為スヘク若シ其ノ届出ヲ為サザルトキハ失踪ノ宣告ヲ為スヘク又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ為スヘシ
昭和二十二年三月十二日　武生区裁判所

本籍並最後ノ住所岡山県和気郡三国村大字[illegible]六九四番地　不在者　石川清子　明治四十二年七月十三日生
右ニ対シ住所同番地森崎富恵ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ為シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十一月六日午前九時迄ニ当裁判所ニ生存ノ届出ヲ為スヘク若シ其ノ届出ヲ為ササルトキハ失踪ノ宣告ヲ為スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ為スヘシ
昭和二十二年一月十七日　岡山区裁判所

本籍並最後ノ住所山口市大字江崎第二〇九八番地　不在者　益富彌太郎　明治三十五年四月二十一日生
右不在者ニ対シ利害関係人益富一郎ヨリ失踪宣告ノ申立ヲ為シタルニ付不在者ハ昭和二十二年十月二十日午前九時迄ニ当区裁判所ニ生存ノ届出ヲ為スヘク若シ其ノ届出ヲ為ササルトキハ失踪ノ宣告ヲ為スヘシ又不在者ノ生死ヲ知ル者ハ右期日迄ニ其ノ届出ヲ為スヘシ
昭和二十二年三月二十日　山口区裁判所

本籍並最後の住所愛媛県東宇和郡野村大字野井川二六番地　不在者　山口喜代正　明治二十九年八月二日生
右不在者に対し利害関係人山口喜三郎から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十一月二十七日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をせねばならない若し其の届出をせぬ時は失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄に其の届出をせねばならない。
昭和二十二年二月二十一日　宇和島区裁判所

本籍並最後の住所愛媛県北宇和郡近永町大字奈良百一番戸　不在者　清河夕ニ　明治十五年十二月三日生
右不在者に対し利害関係人清河賞市より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十二月十八日午前九時迄に当裁判所に生存の届出をせねばならぬ其の届出をせぬときは失踪を宣告する又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出をせよ。
昭和二十二年三月十三日　宇和島区裁判所

本籍福岡県大牟田市隅町二十三番地、最後の住所同市松浦町四十二番地　不在者　森静子　明治四十年十月二十日生
右不在者に対し夫森忠成より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十二年十二月十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされたい。もしその届出をしないと失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知つてゐる者も右期日迄にその旨届出られたい。
昭和二十二年三月二十四日　柳河区裁判所

本籍鳥取県八頭郡用瀬町大字用瀬百十一番地、最後の住所福岡県門司市大字門司二千二百十七番地　不在者　山下菊蔵　明治七年九月二日生
右不在者に対して利害関係人山下隆人より失踪宣告の申立をしたから不在者は昭和二十二年九月十日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を為すこと。若し其の届出を為さなかつた時は失踪を宣告する。又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を為すこと。
昭和二十二年二月十八日　小倉区裁判所

官報

号外　昭和二十二年六月二十五日

廣告

◉公示催告

大阪市大正區泉尾梅之町四丁目四十二番地　申立人　株式會社岡本工務店　右代表者取締役　岡本新次郎　右代理人辯護士　松本半九郎
右申立人ヨリ別紙目録記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年七月八日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナササルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）目録
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券五枚、十株券二枚
株券額面　一千二百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自一甲三三三六至一甲三三四〇、一乙一五二三、一乙一五二四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社社長外山脩造
發行日　明治三十二年十月十九日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券二枚、十株券一枚
株券額面　金六百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　二甲七三、二甲七四、二乙一八〇四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長外山脩造
發行日　明治三十八年八月一日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券五枚、二十株券二枚
株券額面　金四千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自三乙六七六至三乙六八〇、三丙二七九、三丙二八〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十一年五月五日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券五枚、十株券一枚
株券額面　金七百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自四甲二一九九至四甲二二〇二、四甲一八八、四乙四四九
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　明治四十四年一月十八日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券六枚、十株券四枚、二十株券三枚
株券額面　金五千三百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自五甲二九三一至五甲二九三五、五甲二四三、五乙九四九、五乙九四七、五乙九四三、五乙九四四、五丙一〇八四、五丙一二九、五丙一三〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役今西林三郎
發行日　大正六年七月十四日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券七枚、十株券八枚、二十株券六枚
株券額面　金一万三百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六甲一二〇四、自六甲一一六一至六甲一一六五、六甲一二〇三、六乙七八〇一、六乙七二四七、六乙一〇六四一、六乙一四六四、自六乙一四三八至六乙一四四〇、六乙二一〇五、六丙四三五六、六丙四三七二、六丙六一一二、六丙六一九三、六丙四七六、六丙六一九七
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券十五枚、十株券一枚、二十株券一枚
株券額面　金二千二百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　七甲四三二四、七甲四三二五、七甲四三三〇、七甲四三三一、七甲四一八九、自七甲三三三四至七甲三三四九、七甲三四五〇、自七甲一〇四二至七甲一〇四四、七乙一二二六、七丙一四五一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　株式會社岡本工務店代表取締役岡本新次郎

堺市大町東一丁十五番地　申立人　長谷川久吉　右代理人辯護士　松本半九郎
右申立人ヨリ別紙目録記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年七月八日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナササルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）目録
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券一枚、二十株券二枚
株券額面　金二千五百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　九乙九一一號、九丙八四一號、九丙八四二號
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島徳藏
發行日　昭和三年四月二十七日
最終株主　長谷川久吉

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券五枚、十株券三枚
株券額面　金一千七百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自十甲二二九六號至十甲二三〇〇號、自十乙三八八三號至十乙三八八五號
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島徳藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　長谷川久吉

鳥取縣東伯郡八橋町一七七四　申立人　中村純一　右代理人辯護士　松本半九郎
右申立人ヨリ別紙目録記載ノ株券ニ付公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持人ハ昭和二十二年七月八日午前十時迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出ヲナササルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ宣言スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）目録
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券六枚、十株券十四枚、二十株券十一枚
株券額面　金一万八千三百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　八甲二一六〇、自八甲一三七八〇至八甲一三八二、八乙二四八五〇至八乙四八五九、八乙二二二五三、自八乙一八四六至八乙一八四八、自八丙二九〇二至八丙二九一一、八丙八二
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務取締役三崎省三
發行日　昭和二年三月二十八日
最終株主　中村純一

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券二枚、二十株券二枚
株券額面　金三千圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　九乙一〇四〇、九乙一二五五、九丙一六〇四、九丙一六〇五
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締役社長島徳藏
發行日　昭和三年四月二十七日
最終株主　中村純一

一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券四十四枚、十株券九十枚、二十株券四枚、五十株券二十一枚
株券額面　金十万三千七百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　十甲一〇六九九、[illegible]

第6132号　物価号外

第6132号　物価号外

八、十乙一二二〇〇、十乙二四四
五一、十乙一〇四〇、十乙六九
一四、十乙二四四五四、十乙二四
四五三、十丙三九六五、十丙一二
〇六、十丙一一六七、十丙三九六
六、十丁一四四二、十丁六二一七、
十丁六一八二、十丁六一八五、十
丁六一八六、十丁六二三六、十丁
一八二七、十丁六四四四、十丁一
三九二、自十丁六二六〇至十丁六
二六九、十丁一二〇四、十丁三一
八六
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締
役社長　島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　中村純一

大阪府南河内郡日置莊村大字西一
一〇七甲　申立人　楠井英一
右代理人辯護士　松本半九郎
右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付
公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所
持人ハ昭和二十二年七月八日午前十時
迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株
券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出
ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ
宣言スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券二枚
一株券額面　金一千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　一乙二二九二、一乙二二〇
〇九
發行者　阪神電氣鐵道株式會社社長
外山脩造
發行日　明治三十二年十月十九日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券二枚
株券額面　金一千圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　二乙二二六四四、二乙二二三
六〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締
役社長　外山脩造
發行日　明治三十八年八月一日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券五枚
一株券額面　金二千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　三乙二三六五〇、三乙三三六
五一、三乙二一二三、三乙三三三九
一、三乙二七五〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　今西林三郎
發行日　明治四十一年五月五日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券五枚
株券額面　金二百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自四甲一二九四至四甲一
二九八
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　今西林三郎
發行日　明治四十四年一月十八日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券二枚、十株券三枚
株券額面　金一千六百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自五乙二一二八至五乙二一
三五、五甲一六三四、五甲二一六
三〇
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　今西林三郎
發行日　大正六年七月十四日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券一枚、十株券十五枚、
二十株券五枚
株券額面　金一萬二千五百圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　六甲三三六三、自六乙
八三五至六乙七四四一、自六乙二七
四四三至六乙二四五、自六乙二六
三九六至六乙一三四九八、六乙八九
二三、六乙一一二九一五、自六丙四
六四九至六丙一四六五一、六丙七一
七三、六丙七一七四
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締
役社長　片岡直輝
發行日　大正九年五月一日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券五枚、十株券八枚、二
十株券二枚
株券額面　金六千二百五十圓
一株ニ付拂込金　金五十圓
記號番號　自七甲三一七〇至七甲三
一七四、自七乙三六六二至七乙七二
六八、七乙八〇八、七乙一一六、七乙
一八五、七乙二三一七、七乙三三八
九、七丙九四八七、七丙一一〇七
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　三崎省三
發行日　大正十三年十二月二十五日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券九枚、十株券七枚
株券額面　金三千九百五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　八甲七七九五、八甲七七
九六、自八甲三九七三至八甲三九
七七、八甲五八三七、八甲五八三
七、自八乙七二〇至八乙七二七
二、自八乙二七九六至八乙二七九
九
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　三崎省三
發行日　昭和二年三月二十八日
最終株主　楠井英一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　一株券十一枚、十株券四十一
枚
株券額面　金二萬一千五十圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自十甲一〇六二五至十甲
一〇六三〇、十甲一〇二三九、十甲
一一四二、自十甲一一〇五三至十甲一
一〇六、自十乙一一〇七九至十乙一
一〇七三、自十乙一七四六八、十乙二二四
四七、十乙一二二四
四四七六八
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締
役社長　島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　楠井英一

堺市市之町西三丁四三
戸川源之祐家督相續人
申立人　戸川晃一
右代理人辯護士　松本半九郎
右申立人ヨリ別紙目錄記載ノ株券ニ付
公示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所
持人ハ昭和二十二年七月八日午前十時
迄ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其ノ株
券ヲ提出スヘシ若右屆出及株券ノ提出
ヲナサヽルニ於テハ前記株券ノ無效ヲ
宣言スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券三枚
株券額面　金一千五百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自八乙五八〇九至八乙五
八一一
發行者　阪神電氣鐵道株式會社專務
取締役　三崎省三
發行日　昭和二年三月二十八日
最終株主　戸川源之祐
最終所持人　戸川晃一
一種類　阪神電氣鐵道株式會社株式
數量　十株券七枚
株券額面　金三千五百圓
一株ニ付拂込金　金三十七圓五十錢
記號番號　自十乙一五三三〇至十乙
一五三三四、十乙三六六四、十乙
三六六五
發行者　阪神電氣鐵道株式會社取締
役社長　島德藏
發行日　昭和四年五月一日
最終株主　戸川源之祐
最終所持人　戸川晃一

神戸市生田區北野町四丁目一三五
番地　三菱汽船株式會社神戸支店
申立人　右代表者取締役　松井清治郎
右申立人ヨリ別紙目錄記載證券ニ付公
示催告ノ申立ヲナシタルニ付其ノ所持
人ハ昭和二十二年七月八日午前十時迄
ニ當裁判所ニ權利ヲ屆出テ且其證券ヲ
提出スヘシ若右屆出及證券ノ提出ヲナ
サヽルニ於テハ前記證券ノ無效ヲ宣言
スルコトアルヘシ
昭和二十一年十月七日　神戸區裁判所

（別紙）　目錄
一倉荷證券
第一八三七二號
寄託者　三菱汽船株式會社
種類品數　潤滑油（サイコールウル
トラマリン油）十箇
記號　CYCOL　荷造ドラム入
保管場所　小野濱第⑩空地號
入庫日　昭和十八年四月十六日
發行年月日　昭和十八年七月一日
發行者　森本倉庫株式會社
一倉荷證券
第一八三七一號
寄託者、荷造、發行者、發行年月日
ハ前記ニ同シ
種類品數　潤滑油（タイコールヘ
ビー油）十五箇
記號　TYCOL HEAVY
保管場所　小野濱第カ空地⑩空地號
入庫日　昭和十八年四月六日
一倉荷證券
第一八三七四號
寄託者、發行者、荷造ハ前記ニ同シ
種類品數　潤滑油（タイコールR—
1）二箇
記號　タイコール　R—1
保管場所　小野濱第⑩空地號
入庫日　昭和十八年六月二十一日
發行年月日　昭和十八年七月一日
一倉荷證券
第一八三七三號
寄託者、荷造、發行者、發行年月日、
保管場所ハ前記ニ同シ
種類品數　潤滑油（ディーゼルベア
リング油 No. 19）十六箇
記號　ディーゼルベアリング No.19
入庫日　昭和十八年六月二十一日
一倉荷證券
第一八三七〇號
寄託者、荷造、發行者、發行年月日
ハ前記ニ同シ
種類品數　潤滑油（サイコールウル
トラマリン）十箇
記號　CYCOL #230/9
保管場所　小野濱第A狹屋號
入庫日　昭和十八年三月三十日
一倉荷證券
午第〇三七四號
寄託者、荷造ハ前記ニ同シ
種類品數　機械油二十箇
記號　No. 120/139
保管場所　南逆瀬川町
入庫日　昭和十七年十一月十七日
發行年月日　昭和十七年十一月十八
日
發行者　株式會社飾磨商店倉庫部
一倉荷證券
午第〇三八〇號
寄託者、荷造、發行者、保管場所ハ

前記ニ同シ
種類品數　機械油三十箇
記號　NM
入庫日　昭和十七年十一月二十五日
發行年月日　昭和十七年十一月二十
六日
一倉荷證券
午第〇四〇七號
寄託者、荷造、發行者、保管場所ハ
前記ニ同シ
種類品數　機械油九箇
記號　NM
入庫年月日　昭和十七年十二月二十
六日
發行年月日　昭和十七年十二月二十
八日
一倉荷證券
未第〇〇二八號
寄託者、荷造、記號、保管場所、發
行者ハ前記ニ同シ
種類品數　機械油十箇
入庫日　昭和十八年二月十日
發行年月日　昭和十八年二月十二日
一倉荷證券
午第〇四〇六號
寄託者、荷造、記號、保管場所、發
行者ハ前記ニ同シ
入庫日　昭和十七年十二月二十四日
發行年月日　昭和十七年十二月二十
八日
種類品數　機械油二十箇
一倉荷證券
未第〇〇六八號
寄託者、荷造、記號、保管場所、發
行者ハ前記ニ同シ
種類品數　機械油十箇
入庫日　昭和十八年三月四日
發行年月日　昭和十八年三月十三日
一倉荷證券
未第〇一九六號
寄託者、荷造、保管場所、發行者ハ
前記ニ同シ
種類品數　機械油二十箇
入庫日　昭和十八年七月二十七日
發行年月日　昭和十八年八月十九日
一倉荷證券
午第〇三六一號
寄託者、保管場所、發行者ハ前記ニ
同シ
種類品數　機械油五十箇
記號　Lハ荷造木樽入
入庫日　昭和十七年十月三十一日
發行年月日　昭和十七年十一月五日
一倉荷證券
未第〇一九七號
寄託者、保管場所、發行者ハ前記ニ
同シ
種類品數　機械油二箇
荷造　ドラム入
入庫日　昭和十八年七月二十七日
發行年月日　昭和十八年八月十九日

昭和二十一年（ヘ）第一三三〇號
桑名市上野一六九　申立人　伊藤新三郎
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
一東洋紡績株式會社株式十株券五枚
一株券額面　金五百圓也
一一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　自丙は第一四七三號至丙
は第一四七七號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社
長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　伊藤新三郎

昭和二十一年（ヘ）第一三五三號、第一
三五五號
西宮市中濱町八番地
申立人　森本光子
同　森本弘子
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
一東洋紡績株式會社株式十株券五枚
一株券額面　金五百圓也
一一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　乙は第一二六五七號、乙
は第三五二六七號、乙は第三三六八
號、乙は第三五三七九號、乙は第三
三三五七號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社
長齋藤恒三
一發行日　大正九年八月一日
一最終株主　森本弘子
一東洋紡績株式會社株式十株券五枚
一株券額面　金五百圓也
一一株ニ付拂込金　金五十圓也、
一記號番號　自丙は第七八七五〇號至
丙は第七八七五四號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社
長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　森本光子

昭和二十一年（ヘ）第一三二三號
島根縣安濃郡川合村大字川合一六
〇八　申立人　三浦武之助
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
一川南工業株式會社株式十株券三枚
株券額面　金五百圓也
記號番號　第一新乙第〇九四八號、
第二新乙第三〇九三八號同第三〇
九三九號
發行者　川南工業株式會社
發行日　第一新昭和十二年九月三日
第二新昭和十八年二月二十七日
最終株主　三浦武之助

昭和二十一年（ヘ）第一三三二號
愛知縣幡豆郡平坂町大字平坂字北
町十二番地　申立人　古野準一
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
一東洋紡績株式會社株式十株券二枚
但株券額面　金五百圓也
一株ノ拂込　金五十圓也
記號及番號　甲は第二一七三號、丙
は第五六三五五號
最終株主　古澤準一

昭和二十一年（ヘ）第一三三五號
名古屋市南區朝拜町一丁目十七番
地　申立人　布目一雄
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
第一東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　甲は第九三一六號、甲
は第九三一七號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役
社長齋藤恒三
一發行日　大正九年十二月一日
一最終株主　布目一雄
第二東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　丙は第一六三一三號、
丙は第一六三一四號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役
社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　布目一雄

昭和二十一年（ヘ）第一三一四號
福岡市下鳥町十三番地
申立人　株式會社井上喜商店
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　株券目錄
日本ペイント株式會社株式百株
一記號番號　寅自第一六號至第一七號
五十株券二枚
一一株ノ額面　五十圓也全額拂込濟
一發行年月日　昭和十年十月二十八日
一發行者　日本ペイント株式會社取締
役社長小畑源之助
一當初ノ株主　株式會社井上喜商店
一現在ノ株主　同人

昭和二十一年（ヘ）第一三〇五號
大阪市西區川口町三六番地
申立人　尼崎汽船株式會社
別紙目錄に記載した證券について右の
者から公示催告の申立があつたからそ
の證券の所持人は昭和二十二年十月十
三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆
出をし證券を提出されたい。もし期日
迄に右の屆出と提出をせねばその證券
の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）　目錄
一石原產業株式會社株式五百株
一額面　金二千五百圓也五十株券十
枚
一一株ノ拂込金　金五十圓也
一記號番號　戊自第八四七號至第八
五六號
一發行者　石原產業株式會社
一發行日　昭和十三年六月五日
一最終株主　尼崎汽船株式會社
一石原產業株式會社株式三百二十五株
一額面　金二千五百圓也五十株券六
枚
一記號番號　滿戊自第三六六五號至
第三六七〇號
一額面　金五百圓也十株券二枚
一記號番號　滿丙第一〇一六九號、
同第一〇一七〇號
一額面　金二百五十圓也五株券一枚

第6132号 物価号外

一記號番號 丙丁第一二一九號
一一株ノ拂込金 金五十圓也
一發行者 石原產業株式會社
一發行日 昭和十五年十二月一日
一最終株主 尼崎汽船株式會社
一石原產業株式會社株式五百七十五株
一額面 金二千五百圓也五十株券十枚
一記號番號 丙戊自第七五一二號至第七五二一號
一額面 金五百圓也十株券七枚
一記號番號 丙自第一六六六六號至第一六六七二號
一額面 金二百五十圓也五株券一枚
一記號番號 丙丁第三八九七號
一一株ノ拂込金 金二十五圓也
一發行者 石原產業株式會社
一發行日 昭和十七年十二月三十一日
一最終株主 尼崎汽船株式會社
一關西汽船株式會社株式二万三千三百二十二株
一額面 金五万圓也一千株券二十三枚
一記號番號 ほ自第四三號至第六五號
一額面 金五千圓也百株券三枚
一記號番號 に自第四九號至第五一號
一額面 金五百圓也十株券二枚
一記號番號 ろ自第七五八號至第七五九號
一額面 金五十圓也一株券二枚
一記號番號 い自第一四一五號至第一四一六號
一一株ノ拂込金 金五十圓也
一發行者 關西汽船株式會社
一發行日 昭和十七年十月一日
一最終株主 尼崎汽船株式會社

昭和二十一年(ヘ)第一三二一號
石川縣羽咋郡與知町字円井 申立人 永長要藏
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
第一 東洋紡績株式會社株式千株券三枚
一株券額面 金五百圓也
一一株ニ付拂込金 金五十圓也
一記號番號 甲は第一二三五八號、甲は第一二八七一號、甲は第一二八八二號
一發行者 東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
一發行日 大正九年十二月一日
一最終株主 永長要藏
第二 東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面 金五百圓也
一一株ニ付拂込金 金五十圓也
一記號番號 乙は第一七七〇八號、乙は第一七一八九號
一發行者 東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
一發行日 大正九年八月一日
一最終株主 永長要藏

昭和二十一年(ヘ)第一三二四號
東京都板橋區常盤臺二丁目十二番地 申立人 淺見高明
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日 大阪區裁判所

(別紙)
株券目錄
扶桑金屬工業株式會社五十株券二枚(元住友金屬工業株式會社)
一株券額面 金二千五百圓也
一拂込金額 一株ニ付金五十圓也
一記號及番號 丙第一五三一號、第一五三二號
一發行日 昭和十年十月十五日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長小倉正恒
一當初株主 住友合資會社
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明
扶桑金屬工業株式會社五十株券一枚(元住友金屬工業株式會社)
一株券額面 二千五百圓也
一拂込金額 一株ニ付五十圓也
一記號及番號 第二新丙第四七六九號
一發行日 昭和十二年七月一日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長小倉正恒
一當初株主 淺見高明
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明
扶桑金屬工業株式會社十株券三枚(元住友金屬株式會社)
一株券額面 金二千五百圓也
一拂込金額一株ニ付 金五十圓也
一記號及番號 第三新丙自七七七二號至第七七七四號
一發行日 昭和十五年二月一日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長古田俊之助
一當初株主 淺見高明
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明
扶桑金屬工業株式會社十株券八枚(元住友金屬工業株式會社)
一株券額面 金二千五百圓也
一拂込金額 一株ニ付金五十圓也
一記號及番號 第四新丙自第一九七〇二號至第一九七〇九號
一發行日 昭和十八年七月一日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長古田俊之助
一當初株主 淺見高明
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明
扶桑金屬工業株式會社十株券五枚(元住友金屬工業株式會社)
一株券額面 金五百圓也
一拂込金額 一株ニ付金五十圓也
一記號及番號 第二新丁自第三〇七三號至第三〇七七號
一發行日 昭和十二年七月一日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長小倉正恒
一當初株主 淺見高明
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明
扶桑金屬工業株式會社十株券五枚(元住友金屬工業株式會社)
一株券額面 金五百圓也
一拂込金額 一株ニ付金五十圓也
一記號及番號 第三新丁自第九二五號至第九二九號
一發行日 昭和十年二月一日
一發行者 元住友金屬工業株式會社取締役會長古田俊之助
一當初株主 淺見高明
一最終株主 淺見高明
一最終所持者 淺見高明

昭和二十一年(ヘ)第一三二七號
岡崎市梅園町字山西九番地 申立人 新實新十郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
京阪神急行電鐵株式會社第二回い號社債一千圓券二枚
一記號番號 丙第四四二四號、丙第四四二五號
一發行日 昭和十一年十月十五日
一發行者 大阪市外北河內郡枚方町大字岡六〇四番地京阪神急行電鐵株式會社代表取締役社長太田光凞
一最終ノ所持人 岡崎市梅園町字山西九番地新實新十郎

昭和二十一年(ヘ)第一三二九號
富山縣婦負郡八幡村字百塚二二八番地友仙庵方 申立人 田邊英次郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
一東洋紡績株式會社株券二枚
內譯

種類	額面	拂込額	記號番號	枚數	最終株主
十株券	五〇〇圓	五〇〇圓	甲は六八一八	一	田邊英次郎
同	同	同	丙は三〇六五九	一	同

一住友化學工業株式會社株券三枚
內譯

種類	額面	拂込額	記號番號	枚數	最終株主
十株券	五〇〇圓	五〇〇圓	は第二新 自一二〇八三 至一二〇八五	三	田邊英次郎

一住友電氣工業株式會社株券一枚
內譯

種類	額面	拂込額	記號番號	枚數	最終株主
五十株券	二、五〇〇圓	一、二五〇圓	へ丙一六七八	一	田邊英次郎

一住友金屬工業株式會社株券四枚
內譯

種類	額面	拂込額	記號番號	枚數	最終株主
五十株券	二、五〇〇圓	二、五〇〇圓	丙第三新一〇六一五	一	田邊英次郎
十株券	五〇〇圓	五〇〇圓	丁第三新 自七九三六 至七九三八	三	同

昭和二十一年(ヘ)第一四一七號
和歌山市新通三丁目二十二番地 申立人 長井房太郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
一株券發行者 日本國際航空工業株式會社
一株券枚數 五十株券六枚
一株券記號番號 ロ第三七一號、ロ第一二七九號、ロ第二三九四號、ロ第二五三四號、ロ第七七四六號、ロ第一一五七四號
一額面 金二千五百圓也
一一株ノ金額 金五十圓也
一拂込 第一回金六百二十五圓(一株ニ付十二圓五十錢ノ割)
一發行日 昭和十九年二月十一日
一最終株主 株式會社今川商店

昭和二十一年(ヘ)第一四三五號
豐中市松葉通一丁目七番地岡田方 申立人 清水一郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
株式會社大丸株式五十株一枚
株券額面 二千五百圓也
一株ニ付拂込額面 金五十圓也全額拂込濟
記號番號 丙八九一號
最終株主 清水卓治

昭和二十一年(ヘ)第一四四九號
尼崎市水堂榎木一四番地 申立人 井上純子
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
一日本窒素肥料株式會社株券舊株式十株券一枚
記號番號 和第三五三九號
額面 金五百圓
一株ノ金額 金五十圓
一株ニ付拂込額 金五十圓
發行者 日本窒素肥料株式會社
發行年月日 昭和六年十二月二十日
最終株主名義人 井上純子

昭和二十一年(ヘ)第一四四六號
和歌山縣海草郡川村大字且來百番地橋本久男方 申立人 橋本證券株式會社
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
一近畿日本鐵道株式會社(元南海鐵道株式會社)
第一新株式十株券三枚計三十株
額面 金五百圓也(拂込金四百五十圓)
一株金額 金五十圓(拂込金四十五圓)
記號及番號 第十一新丙第三〇五七號
同第九四四二號同第九四四三號
第一新株式五株券三枚計十五株
額面 金二百五十圓(拂込金二百二十五圓)
一株金額 金五十圓(拂込金四十五圓)
記號及番號第十一新乙第六五九號同第二三五號同第七二八號
第一新株式一株券四枚計四株
額面 金五十圓(拂込金四十五圓)
一株金額金五十圓(拂込金四十五圓)
記號及番號 第十一新甲第七二二號
同第二一四二號、同第二一四三號
同第二一四四號
右何レモ發行者 南海鐵道株式會社
發行日 大正十一年九月十六日
最終名義人 齊藤儀助
一近畿日本鐵道株式會社(元南海鐵道株式會社)
第一新株式一株券一枚
總額 金五十圓(拂込金四十五圓)
一株金額 金五十圓(拂込金四十五圓)
記號及番號 第十四新甲第二五六號
發行者 南海鐵道株式會社
發行日 大正十一年九月二十一日
最終名義人 齊藤儀助

昭和二十一年(ヘ)第一四四三號
兵庫縣武庫郡住吉村字坊ケ塚四五四番地 申立人 岸本五兵衞
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十一日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
住友信託株式會社株式十株券十八枚
但シ
一株券額面 金五百圓也
一一株ノ拂込金十二圓五十錢也
一記號番號 乙自第三五九四號至第三六一一號
一發行者 住友信託株式會社取締役社長男爵住友吉左衞門
一發行日 大正十四年十二月一日
一最終株主 岸本五兵衞

昭和二十一年(ヘ)第一四三八號
大阪市住吉區帝塚山中四丁目四五番地 申立人 青山文子
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十三日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
株券目錄
一證書 近畿日本鐵道株式會社株券

一株金額 株券種別枚數	記號番號	發行者	發行年月日	拂込金額	最後ノ株主
一株五十圓 一株券三枚	甲い第六九八四號天い第四〇七二號天い第四〇七三號	關西急行鐵道株式會社	昭和十六年六月一日	全額拂込濟	青山文子
一株五十圓 十株券六枚	自甲ろ第三〇九七七號至甲ろ第三〇九八〇號天ろ第二七四八四號天ろ第二七四八五號	同上	同上	同	上同
一株五十圓 十株券一枚	第六新乙ろ第一〇三八七號	同上	同上	二十五圓拂込濟	同上
一株五十圓 五株券一枚	乙第一九八號	南海鐵道株式會社	大正六年十月一日	全額拂込濟	同上
一株五十圓 一株券一枚	四新甲第一八四二號	同上	明治四十年八月一日	同	上同
一株五十圓 一株券一枚	七新甲第一八六八號	同上	明治四十五年五月一日	同	上同
一株五十圓 一株券三枚	自ナ新甲第一六六四號至ナ新甲第一六六六號	同上	大正七年十月一日	同	上同
一株五十圓 一株券一枚	第一新株式第十一新丙二四九九號	同上	大正十一年九月十六日	四十五圓拂込濟	同上
一株五十圓 五株券一枚	第二新株式第十五新乙第一二四六號	同上	大正十四年五月一日	四十圓拂込濟	同上
一株五十圓 一株券二枚	第二新株式第十五新甲第六一四八號甲第六一四九號	同上	同上	同上	同上

昭和二十一年(ヘ)第一三九〇號
松山市道後甲八九七番地 申立人 前川亦一
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十四日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十月二十四日 大阪區裁判所

(別紙)
目錄
石原產業株式會社株式百七十株
內譯
十株券十枚
但シ金五十圓也拂込濟
記號番號 路丙第一八二七號、第一八二八號、自第三五三七號至第三五四一號、自第八〇一二號至第八〇一四號
名義人 前川亦一
發行者 石原產業株式會社
十株券(新株)七枚
但シ金二十五圓也拂込ノ分
記名番號 波丙自第一四一三四號至第一四一四〇號
名義人 前川亦一
發行者 石原產業株式會社

昭和二十一年(ヘ)第一三九六號
兵庫縣有馬郡山口村下山口 申立人 山下珪
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十

第 6132 号 物価号外

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十四日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十月二十四日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

第一、東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　甲は第七二三一二號、甲は第七二三一三號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長阿部房次郎
一發行日　昭和九年七月二十日
一最終株主　中津よね

第二、東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　丙は第三九四八四號、丙は第三九四八五號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　中津よね

昭和二十一年（ヘ）第一四二六號
大阪市都島區東野田町三丁目三番地立花季治方　申立人　立花義一

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十月十四日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十月二十四日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

一同和火災海上保險株式會社株式五十株券二枚
但シ
一株式額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金十二圓五十錢也
一記號番號　丁自第二二六六號至第二二六七號
一發行者　同和火災海上保險株式會社取締役社長廣瀨鉞太郎
一發行日　昭和十九年四月二十九日
一最終株主　立花義一

昭和二十一年（ヘ）第一四八七號
高松市濱ノ丁百二十二番地　申立人　三谷浚三

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

物件表
株式會社大阪機械製作所株式十株券七枚、一株券五枚
一株の金額　金五十圓也　全額拂込濟
株券記號番號　自か第七九一一號至か第七九一五號、そ第二〇一〇號、そ第二〇〇九號、自つ第六六九三號至つ第六六九七號
一發行者　株式會社大阪機械製作所
一最終株主　三谷浚三

昭和二十一年（ヘ）第一四九〇號
東京都麴町區丸ノ内一丁目八番地　申立人　日興證券株式會社

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

株券目錄

日新化學工業株式會社株券十株券二十通
一株券記號番號　第二新は第四八六七號、第四八六八號、自第一一五三〇號至第一一五三四號（以上七通）、第三新は自第三三六二三號至第三三六三二號（以上十通）、第四新甲は第一一六〇二號、第一八八六六號、第八八六七號（以上三通）
一株の金額　金五十圓
一拂込金額　全額拂込濟
一最終株主　日興證券株式會社

昭和二十一年（ヘ）第一四九六號
埼玉縣南埼玉郡大澤町三千七百五十五番地　申立人　福井丑之助

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

株券目錄

扶桑金屬工業株式會社十株券五枚（元住友金屬工業株式會社）
一株券額面　金五百圓也
一拂込金額　一株ニ付金五十圓也
一記號及番號　T第六二三五號、第二新T第一〇一一九號、第三新T第一四五八〇號、第四新T第二七九四一號、第四新T第二七九四二號
一發行日　昭和十一年九月十五日（T）昭和十二年七月一日（第二新T）昭和十五年二月一日（第三新T）昭和十八年十一月二十日（第四新T）
一發行者　元住友金屬工業株式會社取締役會長小倉正恒（T第二新T）同古田俊之助（第三新第四新）
一當初株主　井上嘉一（T）吉川巖（第二新T）福井丑之助（第三新T）株式會社住友本社代表取締役古田俊之助（第四新T）
一最終株主　福井丑之助
一最終所持者　福井丑之助

昭和二十一年（ヘ）第一四九九號
尾道市十四日町二百八番地　申立人　藤井セイ

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

一石原産業株式會社舊株式五十株券四枚
額面　金二千五百圓全額拂込濟
記號番號　は戊第三一〇八號、は戊第一六八二號、は戊第一七八六號、は戊第二六四七號
發行者　石原産業株式會社
最終名義人　藤井セイ

昭和二十一年（ヘ）第一五〇二號
大阪市浪速區新川三丁目六百十七番地　申立人　本多五郎

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

一株式會社油谷機械工作所株式五十株券二枚
一株券額面　金二千五百圓也
一株ノ金額　金五十圓也
一株ニ付拂込金額　金五十圓也
記號番號　甲は第七九二號及同第三五三號
發行者　株式會社油谷機械工作所取締役社長油谷永治
最終株主　本多五郎
發行日　昭和十八年九月十日

昭和二十一年（ヘ）第一五〇五號
兵庫縣川邊郡園田村園和十一丁目七十七番地　申立人　田中德藏

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

一日本窒素肥料株式會社株式十株券十一枚
株券額面　金五百圓
一株ノ拂込金　れ號の號金五十圓、な號金二十五圓
記號番號　れ第九四六三號、れ第九四六四號、れ第一二二〇號、れ第一七二六七號、れ第三七一三五號、の第一〇五〇八號、な自第三二五五二號至第三二五五六號
發行者　日本窒素肥料株式會社
發行日　れ號昭和十二年九月十日、の號昭和十七年四月一日、な號昭和六年五月十日
最終株主　田中德藏

一同一株券二枚
株券額面　金五十圓
一株の拂込金　五十圓
記號番號　う第二八四二五號、う第二八四二六號
發行者　日本窒素肥料株式會社
發行日　昭和十七年四月一日
最終株主　田中德藏

一大阪窯業セメント株式會社株式十株券六枚
株券額面　金五百圓
一株ノ拂込　金五十圓
記號番號　自ゐ丙第二三一三號至ゐ丙第二三一五號、ゐ丙第三五二一號、ゐ丙第三八九六號、ゐ丙第三八九七號
發行者　大阪窯業セメント株式會社
最終株主　田中德藏

一日綿實業株式會社株式十株券十四枚、五株券一枚、一株券十枚
株券額面　金五百圓（十株券）、金二百五十圓（五株券）、金五十圓（一株券）
一株ノ拂込　金五十圓
記號番號　乙自第八三三三號至第八三三五號、ろ第一六三二號、ろ第一七四一號、ろ第一七四二號、ろ自第三二六一號至第三二六三號、へ自第二二九三號至第二二九七號（十株券）、と第六七二號（五株券）、に自第一九四二號至第一九四三號、に第二一四七號、に自第三八二七號至第三八二九號、に自第三六六七四號至第三六六七六號、ち第二二〇七三號（一株券）

發行者　乙號ろ號に號日本綿花株式會社取締役社長南鄕三郎。へ號と號ち號同潮崎喜八郎
發行日　乙號ろ號に號昭和九年十一月十六日。へ號と號ち號昭和十八年二月一日
最終株主　田中德藏

昭和二十一年（ヘ）第一五〇八號
德山市勢屯四〇三五番地　申立人　武者鍊三

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

物件目錄

一住友電氣工業株式會社舊株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓は丁自第一一五七〇號至第一一五七九號十枚
一發行日　昭和十二年九月十五日
一發行者　住友電氣工業株式會社取締役會長　小倉正恒
一當初株主　武者鍊三
一最終株主　武者鍊三

一住友電氣工業株式會社舊株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓に丁自第八五二七號至第八五三三號、に丁第九四〇八號、に丁自第六二三一號至第六二四〇號十枚、五株券額面金二百五十圓に戊第一九八四號、同第二一九二號二枚、一株券額面金五十圓に巳第七三九九號、同第八〇七八號、同第七九八一號、同第五三八六號、同第五三八七號、同第三五四九號六枚
一發行日　昭和十五年二月二十日
一發行者　住友電氣工業株式會社取締役會長　小倉正恒
一當初株主　武者鍊三（に丁自第八五二七號至第八五三二號、に巳第七三九九號、に戊第一九八四號）吉田定七（に丁第九四〇八號、に巳第八〇七八號、に戊第二一九二號）中澤英三（に丁自第六二三一號至第六二四〇號）中森要人（に巳第七九八一號）山本宗次（に巳第五三八六號、同第五三八七號）志賀潤人（に巳第三五四九號）
一最終株主　武者鍊三

一住友電氣工業株式會社舊株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓は丁第二一九五四號至第二一九五六號三枚
一發行日　昭和十八年六月二十八日
一發行者　住友電氣工業株式會社取締役會長　小倉正恒
一當初株主　武者鍊三
一最終株主　同人

一住友電氣工業株式會社新株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金二十五圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　百株券額面金五千圓へ乙第一八八二號同第一八八三號二枚、五十株券額面金二千五百圓へ丙第二一四八號一枚、十株券額面金五百圓へ丁第二四〇四九號同第二四〇五〇號二枚、一株券額面金五十圓へ巳第七八八三號一枚
一發行日　昭和十九年六月一日
一發行者　住友電氣工業株式會社取締役會長　古田俊之助
一當初株主　武者鍊三
一最終株主　同人

一住友化學工業株式會社舊株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓は自第五二五〇號至第五二五二號、新は自第一〇四九九號至第一〇五〇四號、新は第一五二〇八號十枚
一發行日　昭和九年四月一日
一發行者　住友化學工業株式會社取締役會長　小倉正恒
一當初株主　武者鍊三
一最終株主　同人

一住友化學工業株式會社舊株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓第二新は自第八二〇三號至第八二一二號、同自第一九七八七號至第一九七九六號二十枚
一發行日　昭和十二年八月五日
一發行者　住友化學工業株式會社取締役會長　小倉正恒
一當初株主　近藤眞一（第二新は自第八二〇三號至第八二一二號）武者鍊三（第二新は自第一九七八七號至第一九七九六號）
一最終株主　武者鍊三

一住友化學工業株式會社新株券
一株ノ金額　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一株券ノ種類額面金額記番號及數量　十株券額面金五百圓第三新は自第一七一四〇號至第一七一五九號二十枚
一發行日　昭和十七年八月一日
一發行者　住友化學工業株式會社取締役會長　古田俊之助
一當初株主　武者鍊三
一最終株主　同人

昭和二十一年（ヘ）第一五一一號
岡山縣上道郡沖田村字桑野佐々野方　申立人　藤井嘉太郎

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

一帝國化工株式會社株式
一株券額面　金二千五百圓也五十株券四枚
一記號番號　新甲第一三七三號、第一五三五號、第一五四一號、第二四一六號
一拂込金額　一株ニ付金二十五圓也
一發行者　帝國化工株式會社取締役社長中野靜夫
一發行年月日　昭和十九年二月二十八日
一最終株主　藤井嘉太郎

昭和二十一年（ヘ）第一五一四號
兵庫縣明石郡玉津村小山四四三番池人見鎭吉方　申立人　吉川桑一郎

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

大和工業株式會社舊株式一株（一株券一枚）
一株券番號　い丁第〇八五一四號
一株券金額　金五十圓
一拂込金額　金五十圓
一最終株主　吉川桑一郎
一發行者　大和工業株式會社

大和工業株式會社三新株式五十株（十株券五枚）
一株券番號　に乙自第二五五二七號至に乙第二五五三一號
一株券金額　金五百圓
一拂込金額　金百二十五圓
一最終株主　吉川桑一郎
一發行者　大和工業株式會社

昭和二十一年（ヘ）第一五一七號
廣島縣安佐郡龜山村字大毛村津惠保夫方　申立人　田中清次郎

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

種類　大建産業株式會社株式
數量　五十株券三枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付キ拂込金　金二十五圓也
記號番號　丙第一三八二號、丙第三二九〇號、丙第三二九一號
發行者　大建産業株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和十九年九月十二日
最終株主　田中清次郎

昭和二十一年（ヘ）第一五二〇號
廣島縣豐田郡瀨戸田村大字名荷三八番地　申立人　杉原成章

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

目錄

種類　吳羽紡績株式會社株式
數量　百株券二枚
株券額面　金五千圓也
一株ニ付キ拂込金　金五十圓也
記號番號　白吳災第一九〇號至吳災第一九一號
發行者　吳羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　杉原成章

昭和二十一年（ヘ）第一五二三號
東京都世田谷區成城町一〇五番地　申立人　横山與市

別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。

昭和二十一年十一月二十一日　大阪區裁判所

（別紙）

物件目錄

一大和紡績株式會社舊株式十株券九四枚
1. 記號及番號　い乙自第二二一八二號至第二二二七五號
2. 株式名義人　横山與市

第6132号　物価号外

第6132号 物価号外

3. 一株ノ金額 金五十圓
4. 發行者 大和紡績株式會社
5. 所持人 横山與市

昭和二十一年(ヘ)第一五二六號
岡山市門田屋敷一百二十一番地奥村甚左衛門方 申立人 小野玉乃
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十一月十九日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十一月二十一日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
大阪商船株式會社十株券一枚
但シ
一株券額面 金五百圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 丙第五五八七號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長堀啓次郎
一發行日 大正八年十月三日
一最終株主 小野玉乃

昭和二十一年(ヘ)第一七二三號
大阪市大淀區中津南通四丁目四一 申立人 三好森次
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一日照熔材株式會社株式十五枚
但シ
一額面 金二千五百圓
一株ノ拂込金額 拂込金額金一千二百五十圓
記號番號 自第甲〇〇一號至第甲〇〇五號
發行年月日 昭和十五年八月一日
發行者 日照熔材株式會社取締役社長田淵國治
最終株主 三好森次
一同會社株式十枚
但シ
額面 金五百圓
拂込金額 金二百五十圓
記號及番號 自第乙〇〇一號至第乙〇一〇號
發行年月日 昭和十五年八月一日
發行者 日照熔材株式會社取締役社長田淵國治
最終株主 三好森次

昭和二十一年(ヘ)第一七二〇號
和歌山市東長町五丁目三番地 申立人 嶋田正夫
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一、京阪神急行電鐵株式會社後配舊株式一株券一枚
記號及番號 甲第二二〇八號
額面 金五十圓也
二、同會社同上株式五株券一枚
記號及番號 乙第六七一號
額面 金二百五十圓也
三、同會社同上株式十株券三枚
記號及番號 自丙第二一四一八號至丙第二一四二〇號
額面 金五百圓也
以上各株券一株ノ金額五十圓也全額拂込濟
株券發行日 昭和十九年二月一日
株券發行者 京阪神急行電鐵株式會社取締役社長佐藤博夫
最終株主 嶋田正夫

昭和二十一年(ヘ)第一七一七號
和歌山縣海草郡岡崎村大字神前 申立人 岡弘
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一近畿日本鐵道株式會社株式一百株(株券十五枚)
但シ
一株ノ額面 五十圓
一株ノ拂込金額 五十圓
發行者 南海鐵道株式會社
發行日 十六新株昭和十六年二月二日、十新株大正七年十月一日
最終株主 岡弘
記號番號 十六新丙一二一七八、一六三三三、自四六一五至四六一八、一一八四七七、十株券七枚、十六新甲一七〇五、自四〇六八至四〇七一、一株券五枚、十六新乙九四〇、五株券一枚、十新株、八八二二、八八二三、十株券二枚

昭和二十一年(ヘ)第一七一四號
布施市菱屋西五丁目一六一番地 申立人 長谷川新太郎
同所 同 長谷川精治
同所 同 長谷川昌三
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
(申立人 長谷川新太郎ノ分)
京阪神急行電鐵株式會社株式十株券三枚、五株券二枚
一額面 金五百圓也、金二百五十圓也
一株拂込金額 舊株券全額、二新三十圓、三新二十圓
一記號番號 後配舊株式十株券丙第二七四八號、同五株券乙第七二號、二新株式十株券丙第一一〇〇號、同五株券乙第三二號、三新十株券丙第九七八號
一發行者 京阪神急行電鐵株式會社代表取締役佐藤博夫
一當初最終株主 長谷川新助
一最終所持人 長谷川新太郎
京阪神急行電鐵株式會社株式十株券三枚、五株券二枚
一額面 金五百圓也、金二百五十圓也
一株拂込金額 舊株式金額二新三十圓、三新二十圓
一記號番號 後配舊株式十株券丙第二七四七號、同五株券乙第七二號、二新十株券丙第一〇九九號、同五株券乙第三一號、三新十株券丙第九七七號
一發行者 京阪神急行電鐵株式會社代表取締役佐藤博夫
一當初最終株主 長谷川新太郎
大和紡績株式會社舊株式五株券一枚、第三新株式五株券一枚
一額面 金二百五十圓也
一株拂込金額 舊株全額、三新十二圓五十錢
一記號番號 い丙第五一八號、に丙第二九八號
一發行者 大和紡績株式會社取締役社長加藤正人
一當初最終株主 長谷川新太郎

目録
(申立人 長谷川精治ノ分)
一株式名 京阪神急行電鐵株式會社後配一新株五株券一枚
一額面 金二百五十圓也
一株拂込金額 金四十圓也
一記號番號 乙第一六三號
一發行者 京阪神急行電鐵株式會社代表取締役佐藤博夫
一當初最終株主 長谷川精治

目録
(申立人 長谷川昌三ノ分)
一株式名 京阪神急行電鐵株式會社後配一新株五株券一枚
一額面 金二百五十圓也
一株拂込金額 金四十圓也
一記號番號 乙第一六一號
一發行者 京阪神急行電鐵株式會社代表取締役佐藤博夫
一當初最終株主 長谷川昌三

昭和二十一年(ヘ)第一七一一號
廣島縣安佐郡祇園町 申立人 田岡作太郎
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
種類 大建産業株式會社株式
數量 十株券一枚
株券額面 金五百圓也
一株ニ付キ拂込金 金五十圓也
記號番號 二第六三八二號
發行者 大建産業株式會社取締役社長伊藤忠兵衛
發行日 昭和十九年九月十二日
最終株主 田岡作太郎

昭和二十一年(ヘ)第一七〇八號
大阪市北區志賀町三百六十四番地 申立人 玉田新造
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一日本電力株式會社(現商號日電興業株式會社)株式一株券十枚此番號に甲第二五二五六號(昭和十一年九月一日同會社發行)自同第八四一三五號至同第八四一四〇號(以上昭和十七年三月十日同會社發行)自は乙第二三八六八號至同第二三八七〇號(以上昭和九年十一月十日同會社發行)但シ何レモ額面金五十圓最終株主玉田新造
一右同會社株式十株券一枚此番號い乙第二一五三五號額面金五百圓大正十五年十一月十五日同會社發行最終株主玉田新造

昭和二十一年(ヘ)第一七〇五號
名古屋市中村區廣小路西通三丁目十七番地 申立人 加藤五左衛門
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十六日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一東洋紡績株式會社株式十株券四枚此番號甲は第一四四三一號同第三九六八一號(以上大正九年十二月一日同會社發行)丙は第二三九七六號同第二三九七七號(以上昭和十九年三月十日同會社發行)但シ何レモ額面金五百圓最終株主加藤五左衛門
一東洋紡績株式會社株式一株券四枚此番號甲は第一四五〇二號同第一四五〇三號(以上昭和十九年七月二十日同會社發行)丙い第三五一九號同第三五二〇號(以上昭和十九年三月十日同會社發行)但シ何レモ額面金五十圓最終株主加藤五左衛門

昭和二十一年(ヘ)第一七〇七號
名古屋市北區清水町三丁目三七五番地 申立人 松山圓彌
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一扶桑金屬工業株式會社(元住友金屬工業株式會社)株式五十株券一枚此番號第二新丙第六〇二三號額面金二千五百圓全額拂込濟昭和十八年一月二十日同會社發行最終株主松山圓彌
一右同會社株式十株券五枚此番號自第四新丁第六九二三號至同第六九二七號但シ何レモ額面金五百圓全額拂込濟昭和十八年七月一日同會社發行最終株主松山圓彌
一東洋紡績株式會社株式五十株券一枚此番號甲に第五八二三號額面金二千五百圓全額拂込濟昭和十七年六月十日同會社發行最終株主松山圓彌

昭和二十一年(ヘ)第一七一六號、第一七一九號
和歌山縣海草郡岡崎村大字神前 申立人 岡紀美子
同所 同 岡次郎
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一近畿日本鐵道株式會社株式一百株(株券十枚)
但シ
一株ノ額面 金五十圓
一株ノ拂込金額 金五十圓
發行者 南海鐵道株式會社
最終株主 岡次郎
記號番號 十六新丙自四六二三至四六二六、一二一七九、三三四一、同自一二二七九至一二二八二、十株券十枚
發行日 昭和十六年二月二日
一近畿日本鐵道株式會社株式一百株(株券六枚)
但シ
一株ノ額面 金五十圓
一株ノ拂込金額 金五十圓
發行者 南海鐵道株式會社
發行日 昭和十六年二月二日
最終株主 岡紀美子
記號番號 十六新丙一二一七七、自四六三一至四六三四、十株券五枚、十六新戊一三一七、五十株券一枚

昭和二十一年(ヘ)第一七一三號
靜岡縣濱名郡神久呂村志都呂 申立人 齋藤善作
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
種類 吳羽紡績株式會社株式
數量 五十株券一枚
株券額面 金二千五百圓也
一株ニ付キ拂込金 金二十五圓也
記號番號 吳新災第四六二號
發行者 吳羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衛
發行日 昭和九年四月十六日
最終株主 齋藤善作

昭和二十一年(ヘ)第一七二二號
北海道空知郡三笠町字彌別三六番地 申立人 品田弘
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
物件表
一扶桑金屬工業株式會社株式二十株券
一株ノ金額 金五十圓也
株券記號番號 第四新丁第二四七四七號、第四新丁第二四七四八號十株券
一發行者 元住友金屬工業株式會社
一發行日 昭和十八年十一月二十日
一最終株主 品田弘

昭和二十一年(ヘ)第一七〇一號
奈良縣生駒郡南生駒村字藤尾 申立人 森田イサ
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一大阪商船株式會社株式十株券二枚
但シ
一株券額面 金五百圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 は第五八三九七號、第五八三九八號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長堀啓次郎
一發行日 大正九年十月一日
一最終株主 森田イサ
一大阪商船株式會社株式十株券一枚
但シ
一株券額面 金五百圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 丙第一四六一八號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長中橋德五郎
一發行日 大正元年十二月一日
一最終株主 森田イサ
一大阪商船株式會社株式五株券一枚
但シ
一株券額面 金二百五十圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 丑第三九八九號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長堀啓次郎
一發行日 大正六年九月十日
一最終株主 森田イサ
一大阪商船株式會社株式一株券二枚
但シ
一株券額面 金五十圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 子第四八〇八號、第四八〇九號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長堀啓次郎
一發行日 大正六年九月十日
一最終株主 森田イサ
一大阪商船株式會社株式一株券五枚
但シ
一株券額面 金五十圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 戊自第六七二〇號至第六七二四號
一發行者 大阪商船株式會社取締役社長中橋德五郎
一發行日 大正三年十月一日
一最終株主 森田イサ

昭和二十一年(ヘ)第一六九八號
吹田市糸田町三三四〇番地 申立人 室谷鐵腸
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
一扶桑金屬工業株式會社株式五十株券一枚
但シ
一株券額面 金二千五百圓也
一株ノ拂込額 金五十圓也
一記號番號 第四新丙第三一五七五號
一發行者 住友金屬工業株式會社取締役社長古田俊之助
一發行日 昭和十八年十一月二十日
一最終株主 室谷鐵腸

昭和二十一年(ヘ)第一七〇四號
久留米市諏訪野町五丁目二〇七三 申立人 永松孝天
別紙目録に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所

(別紙)
目録
第一、東洋紡績株式會社株式一株券一枚
一株券額面 金五十圓也
一株ニ付拂込金 金五十圓也
一記號番號 甲い第八八九三號
一發行者 東洋紡績株式會社取締役社長阿部房次郎
一發行日 昭和六年四月十日
一最終株主 永松太郎
第二、東洋紡績株式會社株式一株券一枚
一株券額面 金五十圓也

官報號外

一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　丙い第六二八六號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　永松太郎
第三、東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　甲は第五四四一一號、甲は第五四四一二號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長阿部房次郎
一發行日　昭和六年四月十日
一最終株主　永松太郎
第四、東洋紡績株式會社株式十株券二枚
一株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
一記號番號　丙は第四一六五五六號、丙は第四一六五五七號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　永松太郎

昭和二十一年(ヘ)第一七一〇號
岡山市上之町五八番地
申立人　高原正太郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
種類　呉羽紡績株式會社株式
數量　一株券四枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付キ拂込金　金五十圓也
記號番號　自呉災第四五八號至呉災第四六一號
發行者　呉羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　高原正太郎

昭和二十一年(ヘ)第一七二五號
大阪市大淀區中津南通四丁目四一
申立人　三好康夫
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十二年十二月十八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十一年十二月二十四日
大阪區裁判所
（別紙）
（目錄）
一日照熔材株式會社株式株券一枚
但シ
額面　金五百圓
拂込金額　金二百五十圓
發行年月日　昭和十五年八月一日
發行者　日照熔材株式會社取締役社長田淵國治
最終株主　三好康夫

昭和二十一年(ヘ)第一七四七號
大阪市阿倍野區北畠西二丁目十番地
申立人　棚橋弘之
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
一扶桑金屬工業株式會社株式五十株券四枚
但シ
一株券額面　金二千五百圓也
一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　第四新丙自第二二七六一號至第二二七六四號
一發行者　元住友金屬工業株式會社取締役會長古田俊之助
一發行日　昭和十八年七月一日
一最終株主　棚橋金之輔

昭和二十一年(ヘ)第一七五六號
四日市市一五八一番地
申立人　須藤いと
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
一近畿日本鐵道株式會社株式十株
但
一株ノ額面　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一發行者　關西急行鐵道株式會社
一發行日　昭和十六年六月一日
一最終株主　須藤いと
一記號番號　天ろ三五七四七號十株券一枚

昭和二十一年(ヘ)第一七五〇號
京都府綴喜郡田邊町六六ノ二番
豐岡半次郎方　申立人　豐岡勝治
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
東洋紡績株式會社株式五株券一枚
但シ
一株券額面　金二百五十圓也
一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　甲ろ第三〇八號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
一發行日　大正九年十二月一日
一最終株主　豐岡勝治
東洋紡績株式會社株式一株券四枚
但シ
一株券額面　金五十圓也
一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　乙い自第二九四〇號至第二九四三號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
一發行日　大正九年八月一日
一最終株主　豐岡勝治
東洋紡績株式會社株式一株券四枚
但シ
一株券額面　金五十圓也
一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　丙い自第二一九六號至第二一九九號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　豐岡勝治
東洋紡績株式會社株式五株券一枚
但シ
一株券額面　金二百五十圓也
一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　丙ろ第四九〇號
一發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
一發行日　昭和十九年三月十日
一最終株主　豐岡勝治

昭和二十一年(ヘ)第一七五三號
神戸市生田區東川崎町七丁目三五二
申立人　小堂博三郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
一封鎖小切手一通
額面　金六萬三千九百七十三圓也
振出番號　Qb〇四四一八號
振出人　大阪鐵道局
支拂人　日本銀行大阪驛代理店
受取人　新興商會小堂博三郎
振出年月日　昭和二十一年十月十六日

昭和二十一年(ヘ)第一七四四號
京都市上京區今小路御前通東入西今小路町七九〇番地
申立人　志賀市次郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
種類　呉羽紡績株式會社株式
數量　五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付キ拂込金　金五十圓也
記號番號　呉災第五一一號
發行者　呉羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　志賀市次郎
種類　呉羽紡績株式會社株式
數量　十株券一枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　呉災第五一二號
發行者　呉羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　志賀市次郎
種類　呉羽紡績株式會社株式
數量　一株券二枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付キ拂込金　金五十圓也
記號番號　呉災第五一三號、呉災第五一四號
發行者　呉羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　志賀市次郎

昭和二十一年(ヘ)第一七三八號
愛知縣丹羽郡布袋町字木賀一〇八〇番地
申立人　伊藤順次郎
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄

種類　呉羽紡績株式會社株式
數量　五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　呉災第三八四號
發行者　呉羽紡績株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和九年四月十六日
最終株主　伊藤順次郎

昭和二十一年(ヘ)第一七四一號
名古屋市中村區則武町一丁目六十一番地
申立人　林常久
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
種類　大建産業株式會社株式
數量　五十株券一枚
株券額面　金二千五百圓也
一株ニ付拂込金　金五十圓也
記號番號　八第一七〇四五號
發行者　大建産業株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和十九年九月十二日
最終株主　林常久
種類　大建産業株式會社株式
數量　十株券二枚
株券額面　金五百圓也
一株ニ付拂込金　金二十五圓也
記號番號　丁第八三四九號、丁第八三五〇號
發行者　大建産業株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和十九年九月十二日
最終株主　林常久
種類　大建産業株式會社株式
數量　一株券五枚
株券額面　金五十圓也
一株ニ付拂込金　金二十五圓也
記號番號　自戊第二二九一七號至戊第二二九二一號
發行者　大建産業株式會社取締役社長伊藤忠兵衞
發行日　昭和十九年九月十二日
最終株主　林常久

昭和二十一年(ヘ)第一七二九號
神奈川縣足柄下郡下府中村中里五百番地
申立人　劔持正令
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
第一
一、種類　東洋紡績株式會社株式
二、數量　十株券一枚
三、株券額面　金五百圓也
四、一株ニ付拂込　金五十圓也
五、記號番號　甲は第三五九六一號
六、發行者　東洋紡績株式會社取締役社長齋藤恒三
七、發行日　大正九年十二月一日
八、最終株主　劔持正令
第二
一、種類　東洋紡績株式會社株式
二、數量　十株券一枚
三、株券額面　金五百圓也
四、一株ニ付拂込　金五十圓也
五、記號番號　丙は第五四八二一號
六、發行者　東洋紡績株式會社取締役社長種田健藏
七、發行日　昭和十九年三月十日
八、最終株主　劔持正令

昭和二十一年(ヘ)第一七三二號
廣島縣高田郡河原町大字戸島一四三三番地
申立人　玉川チヨ
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
大阪瓦斯株式會社株式十株券五枚
但シ
一株券額面　金五十圓
一株ノ拂込金額　金五十圓
一記號番號　自第二新丙第二二九一九號至第二新丙第二二九二三號
一當初株主　山中勇三郎
一最終株主　玉川チヨ
一發行年月日　昭和六年十二月十日
一發行者　大阪瓦斯株式會社取締役會長專務取締役片岡直方

昭和二十一年(ヘ)第一七三五號
廣島市仁保町本浦七七七
申立人　柏原キヨノ
別紙目錄に記載した證券について右の者から公示催告の申立があつたからその證券の所持人は昭和二十三年一月八日午前十時迄に當裁判所に權利の屆出をし證券を提出されたい。もし期日迄に右の屆出と提出をせねばその證券の無效を宣言することがある。
昭和二十二年一月八日
大阪區裁判所
（別紙）
目錄
一、株式會社栗本鐵工所舊株式五十株券二枚
記號番號　り第六〇九號、り第一七二八號
額面金額　金二千五百圓也
拂込金額　金二千五百圓也
發行者　株式會社栗本鐵工所取締役社長栗本勇之助
發行年月日　昭和十五年三月十日
最終名義人及最後ノ所持人　柏原キヨノ
二、株式會社栗本鐵工所舊株式十株券十枚
記號番號　ろ第一六七八號、ろ第一六八〇號、ろ第一九七一號、ろ第二一八〇號、ろ第二二八八號、ろ第二二八九號、ろ第二二九〇號、ろ第二〇九二號、分ろ第四二二三號、分ろ第四二二一號
額面金額　金五百圓也
拂込金額　金五百圓也
發行者　株式會社栗本鐵工所取締役社長栗本勇之助
發行年月日　ろ號昭和九年六月一日、分ろ號昭和九年十一月二十日
最終名義人及最後ノ所持人　柏原キヨノ

名古屋市昭和區菊園町四丁目十番地
申立人　小泉俊英
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。
昭和二十一年十二月六日
名古屋區裁判所
（別紙）
目錄
愛知縣自動車配給株式會社株式一百株券五枚
記號番號　自甲ユ第一七三號至甲ユ第一七七號
額面　金五千圓
一株金額　金五十圓
拂込金額　一株ニ付金五十圓
株券發行年月日　昭和十八年三月一日
發行者　名古屋市昭和區高辻通一丁目八番地愛知縣自動車配給株式會社取締役社長山口昇
最初株式名義人　小泉俊英
最終株式名義人　小泉俊英

愛知縣丹羽郡布袋町字中奈良大間七三
申立人　鈴木光圓
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。
昭和二十一年十二月六日
名古屋區裁判所
（別紙）
目錄
株式會社東海銀行株式十株券二枚、五株券一枚、合計三枚
內譯
一十株券(額面金五百圓也)全額拂込濟
一記號及番號　甲ろ第一九九七號、甲ろ第一九五九八號
一五株券(額面金二百五十圓也)全額拂込濟
一記號及番號　甲は第九六一號
株式會社東海銀行第一新株式十株券二枚、五株券一枚、合計三枚
內譯
一十株券(額面金五百圓也)拂込金額金三百圓也、一株ノ拂込金額金三十圓也
一記號及番號　乙ろ第九八〇八號、乙ろ第九八〇九號
一五株券(額面金二百五十圓也)拂込金額金一百九十圓也、一株ノ拂込金額金三十圓也
一記號及番號　乙は第四五八號
一發行者　名古屋市中區御幸本町通八丁目十八番地株式會社東海銀行取締役會長渡邊義郎、取締役頭取井倉和雄
一發行日　昭和十六年十二月一日
一最終株主　鈴木光圓

名古屋市中區新榮町五丁目二十五番地
申立人　小笠原顯道
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出又提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。
昭和二十一年十二月六日
名古屋區裁判所
（別紙）
目錄
一中部配電株式會社株式十株券二枚
但シ
株券額面　十株ニ付金五百圓
十株ニ付拂込額　金五百圓
株券記號及番號　い乙自第五九〇四號至第五九〇五號
發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
最初ノ株式名義人　小笠原顯道
最終ノ株式名義人　小笠原顯道

愛知縣岡崎市八幡町七六番地
申立人　松岡イト
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立

第6132号 物価号外

があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十二日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

中部配電株式會社株式十株券二枚
但シ
一株券額面　金五百圓也
一一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　い乙第一〇三五一六號、い乙第一〇三五一七號
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一最終株主　松岡イト

愛知縣岡崎市八幡町七六番地　申立人　松岡延吉

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十二日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

中部配電株式會社株式十株券三枚、一株券二枚
但シ
一株券額面　十株券金五百圓也、一株券金五十圓也
一一株ノ拂込額　金五十圓也
一記號番號　十株券い乙第一〇三四五二號、い乙第一〇三四五三號、い乙第三四二一六號、一株券い甲第七五九一一號、い甲第七五九一二號
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一最終株主　松岡延吉

橫濱市神奈川區寶町二番地　申立人　日產重工業株式會社　代表取締役　山本惣治

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

愛知縣自動車配給株式會社株式一百株券八十枚
記號番號　自甲ユ第六四號至甲ユ第一四二號、甲ユ第二〇五號
額面　金五千圓
一株金額　金五十圓
拂込金額　一株ニ付金五十圓
株券發行年月日　昭和十八年三月一日
發行者　名古屋市昭和區高辻通一丁目八番地愛知縣自動車配給株式會社取締役社長山口昇
最初株式名義人　自甲ユ第六四號至甲ユ第一四八號七十九枚日產自動車販賣株式會社代表取締役淺原源七、甲ユ第二〇五號一枚淺原源七
最終株式名義人　日產重工業株式會社取締役社長　山本惣治

福岡縣福岡市馬出大佛通三丁目五十五番地二宮詰士方　申立人　表谷佐平　右申立代理人辯護士　吉田司郎

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一大同製鋼株式會社株券六枚
內譯
五十株券　わ丙第一八八號一枚
額面　金二千五百圓
拂込金額　金二千五百圓
十株券　る乙第四九四四號、第五九六八號、第五九六九號、第九五二三號、第一二六九六號五枚
額面　金五百圓拂込金額金五百圓
發行者　名古屋市南區星崎町字繰出六十六番地大同製鋼株式會社
最終所持人　表谷佐平

名古屋市南區觀音町九丁目七十四番地　申立人　林周二

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一豐和工業株式會社株式十株券四枚
（舊商號　豐和重工業株式會社）
株券番號　イ乙第一四五五號、イ乙第一四五六號、ハ乙第一七七二號、ハ乙第一七七三號
各額面　金五百圓
一株ノ金額　金五十圓全額拂込濟
發行年月日　昭和十六年十月一日
株券發行者　豐和重工業株式會社
當初ノ株式名義人　林周二
最終ノ株式名義人　林周二
一豐和產業株式會社株式十株券二枚
（舊商號　豐和工作機株式會社）
記號及ヒ番號　乙第六八八號、乙第六八九號
各額面　金五百圓
一株ノ金額　金五十圓、二十五圓拂込濟
發行年月日　昭和十九年二月一日
株券發行者　取締役社長野崎誠一
最終株式名義人　林周二

愛知縣幡豆郡平坂町字平坂字北町十二番地　申立人　古澤準一　右申立代理人辯護士　大塚力松

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十三日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

大同製鋼株式會社株式十株券二枚
但
株券額面　金五百圓
一株ノ拂込金　五十圓
記號番號　ぬ乙第一五六五〇號、る乙第一五四〇五號
發行者　大同製鋼株式會社取締役社長下出義雄
最終株主　古澤準一
一同社株式十株券二枚
但
株券額面　金五百圓
一株ノ拂込　金十二圓五十錢
記號番號　か乙第二二九八一號、か乙第二二九八二號
發行者　大同製鋼株式會社取締役社長下出義雄
最終ノ株主　古澤準一
一中部配電株式會社株式十株券三枚
但
株券額面　五百圓
一株ノ拂込　金五十圓
記號番號　い乙自第一〇六七二八號至第一〇六七三〇號
發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
最終ノ株主　古澤準一

愛知縣豐橋市旭町字旭二百四十四番地　申立人　鈴木純次

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十七日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

株式會社東海銀行株式十株券二枚、五株券一枚、一株券四枚
但シ十株券
一額面　金五百圓一株ニ付金五十圓
一拂込金額　一株ニ付金五十圓
一記號番號　甲ろ第一九四六三號、第一九四六四號
但シ五株券
一額面　金二百五十圓一株ニ付金五十圓
一拂込額　一株ニ付金五十圓
一記號番號　甲は第九五六號
但シ一株券
一額面　金五十圓
一拂込額　金五十圓
一記號番號　甲に自第二六五五號至第二六五八號
一發行年月日　昭和十六年十二月一日
一發行者　名古屋市中區御幸本町通八丁目十八番地株式會社東海銀行取締役會長渡邊義郎、同頭取井倉和雄
一最終ノ株式名義人　豐橋市旭町字旭二百四十四番地鈴木純次
名古屋鐵道株式會社株式舊十株券五枚新十株券五枚
但シ十株券
一額面　金五百圓
一拂込金額　舊株一株ニ付金五十圓新株一株ニ付金二十五圓
一記號番號　舊株甲は自第九一四九號至第九一五三號、新株新は自第六一七〇六號至第六一七一〇號
一發行年月日　甲は昭和十年十一月一日、新は昭和十三年四月十五日
一發行者　名古屋市中村區笹島町一丁目一番地名古屋鐵道株式會社取締役社長藍川清成
一最終ノ株式名義人　豐橋市旭町字旭二百四十四番地鈴木純次

岐阜縣岐阜市玉井町三九四番戶　申立人　山崎丈夫

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十七日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一中部配電株式會社株式十五株
一株ノ額面　金額金五十圓
（拂込金額一株ニ付金五十圓）
十株券い乙第一〇〇二九〇號一枚、一株券い甲自第一二二二四七六號至第一二二二四八〇號五枚
右株券最後ノ名義人　山崎丈夫
右株券發行者　住所名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
發行月日　昭和十七年八月一日

愛知縣丹羽郡扶桑村大字高雄字北羽根五番地　申立人　尾關嘉雄　右申立代理人辯護士　高木英男

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

中部配電株式會社株式十株券三枚
一株券額面　金五百圓也
一拂込額　金五百圓也
一記號及番號　い乙自第五九七二一號至第五九七二三號三枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　尾關嘉雄

名古屋市港區高砂町六丁目五番地　申立人　中島幸德　右申立代理人辯護士　宮崎巖雄

別紙目錄記載の小切手に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月十八日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且小切手を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一、證券ノ種類　小切手
二、番號金額　第一四三五號額面金一千五十六圓也、第一四一〇號額面金五千一百四十八圓也
三、發行年月日　昭和二十一年八月十日
四、振出人　株式會社東海銀行榮地支店
五、名宛人　中川陸上小運搬業統制組合
六、所持人　中島幸德

名古屋市北區清水町三丁目三十五番地　申立人　土屋信和　右申立代理人辯護士　松山圓彌

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月二十二日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一愛知起業株式會社株式五十株券二枚
但シ
一株券ノ額面　金二千五百圓也
一拂込ノ金額　金二千五百圓也
一株券ノ番號　甲ろ第一七一九號、甲ろ第五二二九號
一發行年月日　昭和十八年四月一日
一發行者　愛知航空機株式會社
一最終ノ名義人　松山圓彌

愛知縣西春日井郡清洲町清洲一〇八九番地　申立人　丹羽有得　右申立代理人辯護士　櫛田伊之助

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年八月十八日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十一年十二月六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

中部配電株式會社株券二十六枚
內譯
一五十株券（額面金二千五百圓也）全額拂込濟
一記號及番號　い丙自五四一四號至第五四一八號五枚、い丙第五三九九號一枚
一十株券（額面金五百圓也）全額拂込濟
一記號及番號　い乙自第五二九一一號至第五二九二八號十八枚、い乙第四三八〇四號、い乙第一九一八二號二枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
一最終ノ株式名義人　丹羽有得

岐阜縣本巢郡船木村十七條八百四十二　申立人　加藤ゼぬ

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年九月十八日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十二年一月十六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一旭大隈產業株式會社株式百六十株
一株券額面　金二千五百圓也（五十株券三枚）金五百圓也（十株券一枚）
一拂込額　金一千二百五十圓（但五十株券一枚ノ拂込額）、金二百五十圓（十株券一枚ノ拂込額）
一記號及番號　は自第〇〇八八七號至第〇〇八八九號、に第〇〇一〇五〇號
一發行者ノ本店商號　愛知縣東春日井郡旭村大字新居五〇五〇旭大隈產業株式會社
一最終ノ株式名義人　加藤ゼぬ

愛知縣幡豆郡橫須賀村大字荻原字大道通十四番地　申立人　糟谷精一

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年九月十八日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十二年一月十六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一名古屋鐵道株式會社舊株式十株一枚
但シ
額面金額　金五百圓
拂込金額　一株ニ付金五十圓
記號番號　丁は第三二四六號
發行者　名古屋市中村區笹島町一丁目一番地名古屋鐵道株式會社取締役社長藍川清成
發行年月日　昭和十年十一月一日
最終ノ株式名義人　糟谷精一

愛知縣海部郡永和村大字鹿伏兎字東鄉內百巨番地　申立人　大野現香

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年九月二十七日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十二年一月十六日　名古屋區裁判所

（別紙）

目錄

一中部配電株式會社株式二十株
內譯
株券種類枚數　十株券二枚
額面　金五百圓
拂込金額　金五百圓
記號及番號　い乙第六一八〇四號、い乙第六一八〇五號
發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
最終株式名義人　大野現香

群馬縣北甘樂郡新屋村大字白倉二千四百八十一番地　申立人　吉田通吉家督相續人　吉田種吉

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年九月二十五日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

昭和二十二年一月十六日　名古屋區裁判所

（別紙）

株券目錄

一中部配電株式會社株式
一株券　八枚
額面金額　各金五十圓
拂込金額　各金五十圓
記號及番號　い甲自第四〇〇〇七九號至第四〇〇八六號八枚
十株券　三枚
額面金額　各金五百圓
拂込金額　各金五百圓
記號及番號　い乙第二八七四五號一枚、い乙第三二八八八號一枚、い乙第三二八八九號一枚
發行者　名古屋市中區南大津通二丁目五番地中部配電株式會社社長海東要造
最終ノ株式名義人　吉田注連吉

三重縣宇治山田市曾禰町百五十五番地　申立人　小野田充子

別紙目錄記載の株券に付き最終の所持人である右申立人より公示催告の申立があつたからその所持人は昭和二十二年九月三十日午前十時の公示催告期日迄に權利の屆出をなし且株券を提出しなければならない。若し右期日迄に屆出及提出がない時は申立によりその無效であることを宣言することがある。

第6132号 物価号外

昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
中部配電株式會社株式十株券四枚
一株券額面　金五百圓
一拂込額　金五百圓
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一證券ノ種類　名古屋市中區傳馬町
八、九番地臨港土地株式會社株券一
記番號　自甲第〇〇〇一號至第〇〇〇
六號、自同第〇〇〇六二號、自同第〇〇一
一號至第〇〇一九八號、自同第〇〇二
〇號至第〇〇二六一號、自同第〇〇三
一八號至第〇〇三四六號、自同第〇〇四
二七號至第〇〇四五六號、自同第〇〇四
六一號至第〇〇四七〇號、自同第〇〇四
七三號至第〇〇八〇一號、以上一株券
五百三十七枚
各
一額面　金二十圓
一拂込金　金二十圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一額面　金二百圓
一拂込金　金二百圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
大同製鋼株式會社新株式五十株
一拂込金　金二十圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
中部配電株式會社株式十株券三枚
但シ　金五百圓也
一株券額面
一株券ノ拂込額　金五十圓也

額面金額　二千五百圓也
拂込金額　金六百二十五圓也
最初株主　中村キヌ
最終株主　田村光太郎
發行年月日　同製鋼株式會社
昭和十八年十二月一日
名古屋市中區傳馬町八番地
一拂込額　金五百圓
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一證券ノ種類　名古屋市中區傳馬町
八、九番地臨港土地株式會社株券一
記番號　自甲第〇〇〇一號至第〇〇〇
六號、自同第〇〇〇六二號至第〇〇〇
九號、同第〇〇一一九八號至第〇〇二
〇〇號、同第〇〇二六一號至第〇〇三
一八號、同第〇〇三四六號至第〇〇四
二七號、同第〇〇四五六號至第〇〇四
六一號、同第〇〇四七〇號至第〇〇八
〇一號、以上一株券
五百三十七枚
各
一額面　金二十圓
一拂込金　金二十圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一額面　金二百圓
一拂込金　金二百圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
中部配電株式會社株式十株券三枚
但シ　金五百圓也
一株券額面
一株券ノ拂込額　金五十圓也

一記號及番號　い乙第一二七一七五號
至い乙第一二七一七七號、い乙一五五二三
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　水谷久七
名古屋市瑞穗區櫻見町二ノ九
加藤清コト
一株券額面　金五百圓也
一拂込額　金二十五圓也
一記號及番號　い乙第一二七一七六號、い
乙五九二七七號、い乙一五五二三二
號三枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　小野田富美子
一最終ノ所持人　小野田富美子
岐阜縣岐阜市金園町七丁目九番地、
右申立代理人　長尾　幸枝
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十七日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一株券額面　金五百圓也
一拂込金　金五百圓也
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一證券ノ種類　中部配電株式會社株式十株券二十枚
但シ
一株券ノ拂込額　金二十七圓五十錢也
一記號番號　自甲第一〇四九二號至甲
第一〇五一號計二十枚
一發行者　東陽倉庫株式會社
一發行日　大正十五年三月十八日
一最終株主　加藤清コト
大同製鋼株式會社株式十枚
內　譯
一十株券（額面金五百圓也）一株ノ拂込
金額金十二圓五十錢也
記號番號　か乙第九三三九號、か乙
第九三四〇號（二枚）
一株券（額面金五十圓也）一株ノ拂込
金額金十二圓五十錢也
記號番號　自か甲第一五五號至か
甲第一五九二號（八枚）
以上發行者　名古屋市南區星崎町字
繰出六十六番地大同製鋼株式會社取
締役社長下出義雄
以上讓渡株主　加藤清コト日比野清

（別紙）
目　錄
東陽倉庫株式會社株式十株券二十枚
但シ
一株券額面　金五百圓也
一記號番號　い乙第一二七一七五號
至い乙第一二七一七七號、い乙一五五二三
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　水谷久七
名古屋市瑞穗區櫻見町二ノ九
加藤清コト
一株券額面　金二十七圓五十錢也
一記號番號　い乙第一二七一七六號、い
乙五九二七七號、い乙一五五二三二
號三枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　水谷久七
名古屋市中區傳馬町八番地
一拂込額　金五百圓
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一證券ノ種類　名古屋市中區傳馬町
八、九番地臨港土地株式會社株券一
記番號　自甲第〇〇〇一號至第〇〇〇
六號、自同第〇〇〇六二號、自同第〇〇一
一號至第〇〇一九八號、自同第〇〇二
〇〇號至第〇〇二六一號、自同第〇〇三
一八號至第〇〇三四六號、自同第〇〇四
二七號至第〇〇四五六號、自同第〇〇四
六一號至第〇〇四七〇號、自同第〇〇八
〇一號至第〇〇八〇八號、以上一株券
五百三十七枚
各
一額面　金二十圓
一拂込金　金二十圓
一株主　名古屋市中區材木町一丁目
十二番地武田卯之吉
一株券發行日　大正十三年十二月三
十日
一發行者　名古屋市中區傳馬町八、
九番地臨港土地株式會社
岡山縣上道郡浮田村大字沼
申立人　田村光太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一種類　五十株券一枚
一記號番號　丙第一二六八號
一額面金額　金二千五百圓也
一拂込金額　半額拂込濟
一發行者　取締役社長野崎證一
一發行年月日　昭和十九年二月一日
一最終名義人　長尾太郎
愛知縣名古屋市大字片町一七四番地
三重縣桑名市大字片町一七四番地
申立人　水谷　久七
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月十六日午前十時の公示催告期日
迄に權利の届出をなし且株券を提出し
なければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその無
效であることを宣言することがある。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一記號番號　自い乙第一二七一七五號
至い乙第一二七一七七號、い乙一五五二三
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　水谷久七
名古屋市瑞穗區櫻見町二ノ九
加藤清コト
一株券額面　金五百圓也
一拂込額　金二十五圓也
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

（別紙）
目　錄
一證券ノ種類　中部配電株式會社株式十株券二十枚
但シ
一株券ノ拂込額　金二十七圓五十錢也
一記號番號　い乙第一二七一七六號、い
乙五九二七七號、い乙一五五二三二
號三枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株主　水谷久七
名古屋市瑞穗區櫻見町二ノ九
加藤清コト
一株券額面　金五百圓也
一拂込額　金二十五圓也
一記號及番號　い乙自五九二五五號
乙至五九二五八號四枚
一發行者　名古屋市中區南大津通二丁
目五番地中部配電株式會社社長海東
要造
一最終株式名義人　小野田充子
一最終ノ所持人　小野田充子
名古屋市中區材木町一丁目十二番
地　右申立代理人辯護士　鳴川由太郎
別紙目錄記載の株券に付き最終の所持
人である右申立人より公示催告の申立
があつたからその所持人は昭和二十二
年九月二十三日午前十時の公示催告期
日迄に權利の届出をなし且株券を提出
しなければならない。若し右期日迄に届
出及提出がない時は申立によりその
無效であることを宣言することがあ
る。
昭和二十二年一月十六日
名古屋區裁判所

官報 6 1312 号外 物価号